

令和8年度

神奈川県予算に対する要望

令和7年12月

横浜市

日頃より、横浜市政の推進に格別の御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

横浜市では、2026（令和8）年度からの4年間を計画期間とする、新たな中期計画の策定を進めています。共にめざす都市像「明日をひらく都市」に向けて、「市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展」を戦略に掲げ、未来につながる政策を進めてまいります。

令和8年度予算編成に向けて、このたびの要望では、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた支援・協力や、生活環境や都市基盤整備の強化に向けた法人二税に関する県超過課税の本市域への十分な還元、子ども・子育て支援の強化につながる小児医療費助成における助成対象年齢の拡大などについて、制度改善や事業推進上の重点要望として掲げています。

また、防災・減災対策や地域防犯対策に資する県民・市民の安全・安心につながる相互連携の強化や、観光施策の推進に向けた支援、脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の推進、県民・市民の生活向上や医療・介護提供体制の充実なども盛り込みました。

人口減少や少子高齢化の進展、気候変動による自然災害の頻発化・激甚化など、社会全体が多くの課題に直面する中、県民・市民生活の「安心・安全」と持続的な「成長・発展」を実現していくためには、県と市の連携及び協力が不可欠です。横浜市では、県と緊密に連携しながら、県政・市政のさらなる発展に協調して取り組み、最大の基礎自治体として、県域における課題解決と活力の創出にもつなげてまいります。

貴県におかれましては、この度の要望に対し、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月

横浜市長 山中 竹春

目 次

■ 令和8年度神奈川県予算に対する重点要望の概要	・・・ 1
■ 要望項目	
1 制度の充実や改善に関する要望	
(1) 法人二税に関する超過課税の市事業への配分の拡充等【一部新規】	・・・ 2
(2) 小児医療費助成における県助成対象の18歳年度末までへの拡大	・・・ 3
【一部新規】	
(3) 国による「こども未来戦略」に基づく 子育て支援策の実施に向けた県市連携・協力の強化	・・・ 4
(4) 保育士宿舎家賃支援事業費補助の県補助対象の拡大【新規】	・・・ 5
(5) 教育の質の向上のための財政支援に向けた連携強化	・・・ 6
(6) 高等学校の授業料負担軽減施策の拡充	・・・ 7
(7) 重度障害者医療費助成への県補助対象の拡充	・・・ 8
(8) 新興・再興感染症に備えた保健・医療対策への連携強化	・・・ 9
(9) 安定的な定期接種の実施に係る制度設計と財源措置拡充の 国への要望における連携強化	・・・ 10
(10) 県市間の更なる権限移譲等の推進による市民生活の向上【一部新規】	・・・ 11
2 事業の推進にかかる要望	
(1) GREEN×EXPO 2027 (2027年国際園芸博覧会) の開催支援	・・・ 12
【一部新規】	
(2) 防災・減災に向けた取組の推進【新規】	・・・ 14
(3) 防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業の推進	・・・ 15
【一部新規】	
(4) 消防関連施設整備等における支援の拡充【一部新規】	・・・ 16
(5) 病院の耐震化対策の推進【新規】	・・・ 17
(6) 市内民間建築物の耐震化促進	・・・ 18
(7) 県施行の河川改修事業における着実な実施	・・・ 19
(8) 地域防犯対策の向上に向けた支援	・・・ 20
(9) 観光施策の推進に向けた支援	・・・ 21
(10) 2050年までの脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	・・・ 22
(11) 循環型社会形成に資する財政的支援制度の創設に向けた 国に対する要望の連携強化【新規】	・・・ 23
(12) 神奈川県内への医師育成のための市大医学部運営費の支援	・・・ 24
(13) 医療・介護における提供体制の充実【一部新規】	・・・ 25
(14) 障害者施策の推進にかかる地方負担の是正【一部新規】	・・・ 35
(15) 計画相談支援の充実	・・・ 36
(16) 幼稚園における人材確保への支援	・・・ 37

注：本文に記載の事業費・要望額等は令和8年度予算編成途中の値です。

予算案の確定まで変動することがあります。

項目ごとに表示単位未満を四捨五入しているものがあるため、
合計等と一致しない場合があります。

本文に【川崎】【相模原】【川崎・相模原】と表記のあるものは、
川崎市共通要望、相模原市共通要望、3指定都市共通要望となります。

令和8年度神奈川県予算に対する重点要望の概要

- 1 令和8年度末に開幕する GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）を成功に導くため、開催自治体として、より一層連携しつつ、それぞれの役割を果たしていけるよう、開催に必要となる多様な取組の推進と予算措置等を要望します。

特に、未来を担う子ども達をはじめ、多くの県民・市民が来場することができるよう、県内市町村への積極的な広報・PRをはじめ、博覧会の準備・運営のための人的支援など、特段の配慮を要望します。
- 2 生活環境や都市基盤の整備という特別な財政需要に対処する法人県民税及び法人事業税に関する超過課税（県超過課税）について、本市域内の税収負担の状況を踏まえ、税負担等における「受益と負担」の適正化への配慮及び本市施行事業に対する補助額の拡充など、本市域への十分な還元を要望します。
- 3 子どもを産み育てやすい社会の実現に向け、子育て世代における家庭の経済的負担の軽減に資する小児医療費助成制度における県助成対象の18歳年度末までへの拡大や、幼児教育・保育の質の向上に資する国による「子ども未来戦略」に基づく子育て支援策の実施に向けた県市連携・協力の強化を要望します。
- 4 近年頻発する自然災害・大規模災害に対する防災・減災対策をはじめ、犯罪に対する地域防犯対策など、県民・市民の不安の高まりに適切に対応するため、安全・安心の確保につながる相互連携の強化を要望します。
- 5 その他、教育の質の向上のための財政支援や、観光施策の推進に向けた支援、脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の推進、県民市民の生活向上や医療・介護提供体制の充実など、県域に資する様々な取組の推進について要望します。

◆制度改善要望

1 (1) 法人二税に関する超過課税の市事業への配分の拡充等

【重点要望】【一部新規】【川崎】

概要	事業費	一	要望額	一	県所管局	政策局、環境農政局、県土整備局																																																		
	生活環境や都市基盤の整備という特別な財政需要に対応する法人県民税及び法人事業税に関する超過課税（県超過課税）について、本市域内の税収負担の状況を踏まえ、次の2点を要望																																																							
<p>① 「受益と負担」の適正化への配慮、及びその還元状況における納税者への丁寧な説明</p> <p>② 市施行事業に対する補助金の明瞭化や補助基準の柔軟化、また補助額の拡充</p>																																																								
背景	<p>県超過課税については、本市に立地する法人が超過課税収入全体の約47%を負担している一方で、本市施行事業補助金分への還元額は約6%にとどまっていること、県施行事業における本市域への還元状況が十分に把握できないことから、「受益と負担」の適正化に課題がある。</p> <p>令和7年第3回神奈川県議会定例会において県税改正条例の制定により、新たな制度として令和12年10月までの5年間延長され、令和8年度実施事業分から適用されることになったが、令和7年8月末の3指定都市合同による要請を踏まえた対応を引き続き求める。</p> <p>本市では、近年、激甚化する自然災害に対応するため、横浜市地震防災戦略に基づく事業実施のほか、県域にも資する幹線道路等の整備を進めており、県超過課税が果たす役割を担うこれら事業の推進が、県域の安全・安心や経済活性化にも大きく寄与するものと考えている。</p>																																																							
参考	<p>【参考1】県超過課税の概要（令和7年11月以降の5年間適用分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 税率：法人県民税は標準税率に0.8%上乗せ、法人事業税は所得金額等の区分に応じて、特別法人事業税とあわせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるよう設定 活用目的：「I 経済対策の推進」、「II 災害に強い県土づくりの推進」、「III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」 直近の状況：令和6年度 県超過課税収入289億円（うち本市相当額137億円、47.3%） <p>【参考2】県超過課税にかかる本市への補助金交付額の推移（見込み含む）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活用項目</th> <th>R3決算</th> <th>R4決算</th> <th>R5決算</th> <th>R6決算</th> <th>R7予算</th> <th>R3-R7平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害に強い県土づくりの推進</td> <td>366</td> <td>336</td> <td>500</td> <td>394</td> <td>785</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>566</td> <td>536</td> <td>700</td> <td>594</td> <td>985</td> <td>676</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考3】本市における県超過課税の活用事業（令和7年度予算）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県超過課税収入の活用項目</th> <th>本市での活用想定事業（主な事業）</th> <th>事業費</th> <th>うち市費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害に強い県土づくりの推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカー等設置推進事業 ・津波避難対策事業 ・高潮・洪水ハザードマップ改訂事業 ・災害対策備蓄事業 ・区庁舎設備改修等事業 ・地域防犯活動支援事業 ・崖地防災対策事業 ・木造住宅耐震事業 ・マンション耐震事業 ・消防団費 ・警防対策費 <ul style="list-style-type: none"> ・消防救急デジタル無線更新費 ・消防車両購入費 ・航空隊運営費 ・特定建築物耐震事業 ・閑内駅前地区市街地再開発事業 ・明るい買い物環境支援事業 ・高齢者施設等の防災対策整備事業 ・災害対策用トイレ整備事業 ・よこはま防災力向上マンション認定事業 ・水防事業 </td> <td>約130億円</td> <td>約66億円</td> </tr> <tr> <td>県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜環状南線・横浜湘南道路の整備（国直轄事業負担金） ・都市計画道路等の整備（南線閑連街路等） ・相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 </td> <td>約152億円</td> <td>約85億円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>約282億円</td> <td>約151億円</td> </tr> </tbody> </table>	活用項目	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算	R3-R7平均	災害に強い県土づくりの推進	366	336	500	394	785	476	県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	200	200	200	200	200	200	合計	566	536	700	594	985	676	県超過課税収入の活用項目	本市での活用想定事業（主な事業）	事業費	うち市費	災害に強い県土づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカー等設置推進事業 ・津波避難対策事業 ・高潮・洪水ハザードマップ改訂事業 ・災害対策備蓄事業 ・区庁舎設備改修等事業 ・地域防犯活動支援事業 ・崖地防災対策事業 ・木造住宅耐震事業 ・マンション耐震事業 ・消防団費 ・警防対策費 <ul style="list-style-type: none"> ・消防救急デジタル無線更新費 ・消防車両購入費 ・航空隊運営費 ・特定建築物耐震事業 ・閑内駅前地区市街地再開発事業 ・明るい買い物環境支援事業 ・高齢者施設等の防災対策整備事業 ・災害対策用トイレ整備事業 ・よこはま防災力向上マンション認定事業 ・水防事業 	約130億円	約66億円	県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜環状南線・横浜湘南道路の整備（国直轄事業負担金） ・都市計画道路等の整備（南線閑連街路等） ・相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 	約152億円	約85億円	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進		-	-		合計	約282億円	約151億円	担当	財政局財政部財政課長 田島 徹哉 Tel045-671-2230					
活用項目	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算	R3-R7平均																																																		
災害に強い県土づくりの推進	366	336	500	394	785	476																																																		
県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	200	200	200	200	200	200																																																		
合計	566	536	700	594	985	676																																																		
県超過課税収入の活用項目	本市での活用想定事業（主な事業）	事業費	うち市費																																																					
災害に強い県土づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカー等設置推進事業 ・津波避難対策事業 ・高潮・洪水ハザードマップ改訂事業 ・災害対策備蓄事業 ・区庁舎設備改修等事業 ・地域防犯活動支援事業 ・崖地防災対策事業 ・木造住宅耐震事業 ・マンション耐震事業 ・消防団費 ・警防対策費 <ul style="list-style-type: none"> ・消防救急デジタル無線更新費 ・消防車両購入費 ・航空隊運営費 ・特定建築物耐震事業 ・閑内駅前地区市街地再開発事業 ・明るい買い物環境支援事業 ・高齢者施設等の防災対策整備事業 ・災害対策用トイレ整備事業 ・よこはま防災力向上マンション認定事業 ・水防事業 	約130億円	約66億円																																																					
県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜環状南線・横浜湘南道路の整備（国直轄事業負担金） ・都市計画道路等の整備（南線閑連街路等） ・相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 	約152億円	約85億円																																																					
新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進		-	-																																																					
	合計	約282億円	約151億円																																																					

◆制度改善要望

1 (2) 小児医療費助成における県助成対象の18歳年度末までの拡大

【重点要望】【一部新規】

概要	事業費	17,932百万円	要望額	3,841百万円	県所管局	福祉子どもみらい局																											
	子どもを産み育てやすい社会の実現に向け、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減するため、次の2点を要望																																
	① 県の通院助成の対象を小学校卒業までから18歳年度末までに拡充 ② 国に対する統一的な制度の実現要望など、連携・協力の強化																																
背景	県下すべての自治体で学齢期を対象とした助成を実施している中、特に、県下33市町村のうち31市町村が18歳年度末までの助成対象としており、本市でも令和8年度中に対象年齢を18歳年度末までの拡大とすることを検討している。安心して子どもが受診できる制度の確保は、県民全体の強い要望であり、統一制度の早期実現が求められている。 また、近隣の埼玉県、千葉県、東京都においては、すべての市町村で18歳年度末までを対象としており、実現にあたっては県の協力が不可欠と考えている。 早急な県助成対象の18歳年度末への拡大を要望するとともに、国に対する統一制度実現等の要望への連携強化が必要と考える。																																
	【参考1】本市の制度拡充の推移と国等への要望状況 <ul style="list-style-type: none"> 政令市が存する15道府県のうち4府県において、中学校卒業まで以上を対象とした通院助成制度が存在 本制度が全国的に実施されている状況であれば、統一した制度を実現すべきであり、本市では、九都県市首脳会議や指定都市市長会など、様々な機会を通じて制度の統一などを国に要望（令和7年7月：指定都市市長会「令和7年度国の施策及び予算に関する提案」） 																																
	【参考2】近年の本市制度拡充の推移 <table border="1"> <tr> <td>平成31年4月</td> <td colspan="3">中学3年生までの通院助成を拡大、拡充対象者への一部負担金を導入</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月</td> <td colspan="3">1・2歳児の所得制限撤廃、拡充対象者への一部負担金を導入</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月</td> <td colspan="3">中学3年生までの所得制限および一部負担金の撤廃</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td colspan="3">18歳年度末まで通院・入院助成を拡大（予定）</td> </tr> </table>					平成31年4月	中学3年生までの通院助成を拡大、拡充対象者への一部負担金を導入			令和3年4月	1・2歳児の所得制限撤廃、拡充対象者への一部負担金を導入			令和5年8月	中学3年生までの所得制限および一部負担金の撤廃			令和8年度	18歳年度末まで通院・入院助成を拡大（予定）														
平成31年4月	中学3年生までの通院助成を拡大、拡充対象者への一部負担金を導入																																
令和3年4月	1・2歳児の所得制限撤廃、拡充対象者への一部負担金を導入																																
令和5年8月	中学3年生までの所得制限および一部負担金の撤廃																																
令和8年度	18歳年度末まで通院・入院助成を拡大（予定）																																
参考	【参考3】神奈川県と本市の小児医療費助成の状況（令和7年度末現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">通院助成</th> <th colspan="3">入院助成</th> </tr> <tr> <th>対象年齢</th> <th>所得制限</th> <th>窓口負担</th> <th>対象年齢</th> <th>所得制限</th> <th>窓口負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>小学校卒業まで</td> <td>あり</td> <td>200円/回</td> <td>中学校卒業まで</td> <td>あり</td> <td>100円/日</td> </tr> <tr> <td>本市</td> <td>中学校卒業まで</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>中学校卒業まで</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>						区分	通院助成			入院助成			対象年齢	所得制限	窓口負担	対象年齢	所得制限	窓口負担	県	小学校卒業まで	あり	200円/回	中学校卒業まで	あり	100円/日	本市	中学校卒業まで	なし	なし	中学校卒業まで	なし	なし
区分	通院助成			入院助成																													
	対象年齢	所得制限	窓口負担	対象年齢	所得制限	窓口負担																											
県	小学校卒業まで	あり	200円/回	中学校卒業まで	あり	100円/日																											
本市	中学校卒業まで	なし	なし	中学校卒業まで	なし	なし																											
【参考4】通院助成制度の状況（令和7年8月時点） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未就学児まで</th> <th>小学校3年生まで</th> <th>小学校6年生まで</th> <th>中学校卒業まで</th> <th>18歳まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県下市町村</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>あり (2市町村)</td> <td>あり (31市町村)</td> </tr> <tr> <td>政令市が存する道府県</td> <td>あり (7道府県)</td> <td>あり (2県)</td> <td>あり (2県)</td> <td>あり (3府県)</td> <td>あり (1県)</td> </tr> </tbody> </table>						区分	未就学児まで	小学校3年生まで	小学校6年生まで	中学校卒業まで	18歳まで	県下市町村	なし	なし	なし	あり (2市町村)	あり (31市町村)	政令市が存する道府県	あり (7道府県)	あり (2県)	あり (2県)	あり (3府県)	あり (1県)										
区分	未就学児まで	小学校3年生まで	小学校6年生まで	中学校卒業まで	18歳まで																												
県下市町村	なし	なし	なし	あり (2市町村)	あり (31市町村)																												
政令市が存する道府県	あり (7道府県)	あり (2県)	あり (2県)	あり (3府県)	あり (1県)																												
担当	健康福祉局生活福祉部医療援助課長 菊池 潤 Tel045-671-4115																																

◆制度改善要望

1 (3) 国による「こども未来戦略」に基づく子育て支援策の実施に向けた
県市連携・協力の強化

【重点要望】

概要	事業費	—	要望額	—	県所管局	福祉子どもみらい局、教育局																																											
	国の「こども未来戦略」に基づく子育て支援策の実施に向け、次の2点を要望																																																
① 各施策に係る財源措置の拡充に向けた国に対する要望等の連携・協力の強化 ② 特に、1歳児配置改善加算の人員配置以外の要件の撤廃																																																	
背景		学校給食費の無償化にかかる法制面等の整備及び具体的方策の検討、幼児教育・保育の質の向上など、令和5年度に国が示した「こども未来戦略」に基づく各施策への財源措置の拡充が必要。 保育士職員配置基準について、本市では国基準を上回る独自の基準を設け、保育の質を確保している。「こども未来戦略」においては、特に1歳児の配置基準の改善を進めることができてはいるが、令和7年度国予算では「1歳児配置改善加算」が新たに創設されたものの、配置基準の改善には至っていない。また、加算においては取得要件が複数あるため、加算相当分の保育士を配置していたとしても加算を取得できない場合がある。 8年度国予算においては配置加算における人員配置以外の要件が撤廃されるよう要望が必要。																																															
参考		【参考1】国による新たな子育て支援策の状況 (令和5年12月22日付「こども未来戦略」、抜粋要約) ・小中学校給食実施状況の違いや法制面等も含め課題整理を丁寧に行い具体的方策を検討 ・保育士職員配置基準の改善、保育士等の更なる待遇改善による幼児教育・保育の質の向上 ・1歳児の保育士職員配置基準について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める																																															
参考		【参考2】横浜市における保育士の配置基準改善に向けた独自の取組状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th rowspan="2">国基準</th> <th colspan="2">横浜市</th> <th rowspan="2">対応経過</th> </tr> <tr> <th>配置基準</th> <th>一般財源(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>3:1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>6:1</td> <td>4:1</td> <td>6,411,683,520</td> <td>国⇒5:1の加算措置あり (R7年度開始) ※</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6:1</td> <td>5:1</td> <td>3,000,019,680</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>15:1</td> <td>15:1</td> <td>0</td> <td>国⇒20:1から改善 (R6年度開始)</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>25:1</td> <td>24:1</td> <td>378,209,520</td> <td>国⇒30:1から改善 (R6年度開始)</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>25:1</td> <td>24:1</td> <td>372,187,440</td> <td>国⇒30:1から改善 (R6年度開始)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td colspan="2">10,162,100,160</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※国の1歳児配置改善加算の取得要件（以下のすべてを満たすこと） ①待遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のすべてを取得している ②業務においてICTの活用を進めている ③施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上						年齢	国基準	横浜市		対応経過	配置基準	一般財源(円)	0歳児	3:1	3:1	0		1歳児	6:1	4:1	6,411,683,520	国⇒5:1の加算措置あり (R7年度開始) ※	2歳児	6:1	5:1	3,000,019,680		3歳児	15:1	15:1	0	国⇒20:1から改善 (R6年度開始)	4歳児	25:1	24:1	378,209,520	国⇒30:1から改善 (R6年度開始)	5歳児	25:1	24:1	372,187,440	国⇒30:1から改善 (R6年度開始)	合計		10,162,100,160		
年齢	国基準	横浜市		対応経過																																													
		配置基準	一般財源(円)																																														
0歳児	3:1	3:1	0																																														
1歳児	6:1	4:1	6,411,683,520	国⇒5:1の加算措置あり (R7年度開始) ※																																													
2歳児	6:1	5:1	3,000,019,680																																														
3歳児	15:1	15:1	0	国⇒20:1から改善 (R6年度開始)																																													
4歳児	25:1	24:1	378,209,520	国⇒30:1から改善 (R6年度開始)																																													
5歳児	25:1	24:1	372,187,440	国⇒30:1から改善 (R6年度開始)																																													
合計		10,162,100,160																																															
参考		【参考3】神奈川県「令和8年度 国の施策・制度・予算に関する提案」 (令和7年6月、抜粋) ・保育士の離職防止や就業促進を図るため、保育士の待遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図るとともに、公定価格上の人件費増額分を保育士の給与に直接反映できる仕組みを構築すること。																																															
担当		<p style="text-align: center;">全産業平均に比べ保育士の年収は低い</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><保育士の年収の全産業比較 (出典:賃金構造基本統計調査) ></th> </tr> <tr> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■全産業平均 4,964.5</td> <td>■全産業平均 5,069.4</td> <td>■全産業平均 5,269.9</td> </tr> <tr> <td>■保育士 3,913.7</td> <td>■保育士 3,969.0</td> <td>■保育士 4,068.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">↑ 21.2%</td> <td>↑ 21.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>↑ 22.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調査年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について同年7月に調査</p>						<保育士の年収の全産業比較 (出典:賃金構造基本統計調査) >		令和4年	令和5年	令和6年	■全産業平均 4,964.5	■全産業平均 5,069.4	■全産業平均 5,269.9	■保育士 3,913.7	■保育士 3,969.0	■保育士 4,068.1	↑ 21.2%		↑ 21.7%			↑ 22.8%																									
<保育士の年収の全産業比較 (出典:賃金構造基本統計調査) >																																																	
令和4年	令和5年	令和6年																																															
■全産業平均 4,964.5	■全産業平均 5,069.4	■全産業平均 5,269.9																																															
■保育士 3,913.7	■保育士 3,969.0	■保育士 4,068.1																																															
↑ 21.2%		↑ 21.7%																																															
		↑ 22.8%																																															

◆制度改善要望

1 (4) 保育士宿舎家賃支援事業費補助の県補助対象の拡大

【新規】【相模原】

概要	事業費	2,337百万円	要望額	77百万円	県所管局	福祉子どもみらい局																						
	保育ニーズの多様化等に伴う保育士確保に資する取組について、県が実施する保育士宿舎家賃支援事業費補助に補助格差が生じているため、政令市及び中核市を含めることを要望																											
背景	<p>保育ニーズが多様化し、保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方、養成校の入学者が減少傾向にあるなど、保育士不足は深刻化している。本市でも保育士確保は喫緊の課題であり、市費負担により、当該補助の対象を採用6～10年目までの保育士に対象を拡大し、対策を講じてきた。</p> <p>県は、令和7年度から創設された「保育士宿舎家賃支援事業費補助」において、国の補助期間（採用5年目まで）を超えて支援を実施する市町村に対して、採用6～10年目まで補助を実施しているが、補助対象には政令市及び中核市は含まれておらず補助格差が生じている。</p> <p>また、令和7年度から国の制度利用が一人1回までに変更されているが、近隣の東京都では独自に対象者・対象期間ともに無制限で補助を行っており、東京都への保育士の流出が懸念される。</p> <p>県全体として保育士確保が極めて厳しい状況にあり、県内全市町村が足並みをそろえて保育士の流出を防ぐことが必要であることから、政令市及び中核市においても、県内他市町村と同様の支援補助が必要。</p>																											
参考	<p>【参考1】神奈川県保育士宿舎家賃支援事業費補助の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>神奈川県保育士宿舎家賃支援事業費補助</th> <th>横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td><td>国庫補助事業を実施している神奈川県内の市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用</td><td>事業者が対象者が居住する物件を借り上げた際に発生する賃借料及び共益費（管理費）</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>3/8</td><td>3/4（うち国補助：1/4※）</td></tr> <tr> <td>補助上限額（1人あたり）</td><td>76,000円/月</td><td>82,000円/月</td></tr> <tr> <td>補助対象者</td><td>採用6～10年目までの常勤保育士</td><td>採用10年目までの常勤保育士</td></tr> <tr> <td>R7予算額</td><td>50,274千円</td><td>2,787,989千円 (うち採用6～10年目：726,272千円)</td></tr> <tr> <td>利用実績</td><td></td><td>R5 391法人4,324戸 R6 403法人4,394戸</td></tr> </tbody> </table> <p>※国補助：上限額は75,000円/月、補助対象者は採用5年目まで</p> <p>【参考2】本市の保育士不足の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士不足による定員割れ園数：66園/524園※（R7.4.1時点 定員割れ調査結果） ※R7.4.1時点で定員割れしている525園のうち調査回答があった園数 ・不足保育士数：181人（R7.4.1時点 定員割れ調査結果） ・ローテーションに余裕がない、配置基準を満たせない等により積極的に保育士を募集している園数：259園/979園（R7.4.1時点 雇用状況調査） 								神奈川県保育士宿舎家賃支援事業費補助	横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	補助対象経費	国庫補助事業を実施している神奈川県内の市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用	事業者が対象者が居住する物件を借り上げた際に発生する賃借料及び共益費（管理費）	補助率	3/8	3/4（うち国補助：1/4※）	補助上限額（1人あたり）	76,000円/月	82,000円/月	補助対象者	採用6～10年目までの常勤保育士	採用10年目までの常勤保育士	R7予算額	50,274千円	2,787,989千円 (うち採用6～10年目：726,272千円)	利用実績		R5 391法人4,324戸 R6 403法人4,394戸
	神奈川県保育士宿舎家賃支援事業費補助	横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金																										
補助対象経費	国庫補助事業を実施している神奈川県内の市町村（政令市・中核市を除く）の保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用	事業者が対象者が居住する物件を借り上げた際に発生する賃借料及び共益費（管理費）																										
補助率	3/8	3/4（うち国補助：1/4※）																										
補助上限額（1人あたり）	76,000円/月	82,000円/月																										
補助対象者	採用6～10年目までの常勤保育士	採用10年目までの常勤保育士																										
R7予算額	50,274千円	2,787,989千円 (うち採用6～10年目：726,272千円)																										
利用実績		R5 391法人4,324戸 R6 403法人4,394戸																										
担当	こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長 須山 次郎 Tel045-671-4468																											

◆制度改善要望

1 (5) 教育の質の向上のための財政支援に向けた連携強化						
概要	事業費	一	要望額	一	県所管局	教育局
	教育の質の向上のため、次の2点の財政支援を国へ連携して要望					
	① 教職調整額の引き上げや主務教諭の創設などの教員の待遇改善 ② 「GIGAスクール構想の実現」のもと実施するGIGAスクール関連事業等					
背景	国が進める「教育の質の向上」に係る取組である教員の待遇改善やGIGAスクール関連事業などについて、地方自治体が確実に取組や事業を推進するためには、国による確実な財政支援が必要である。					
参考	<p>【参考1】給特法等改正に基づく待遇改善の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができる ②教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%に段階的に引き上げる ③義務教育等教員特別手当を公務類型に応じて支給することとし、その困難性を考慮して条例で支給額を定めることができる（学級担任への加算を想定） <p>【参考2】待遇改善に係る影響額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職調整額1%相当：事業費+15.0億円、市費負担<u>+11.4億円</u> ・義務教育等教員特別手当：事業費+1.0億円、市費負担<u>+1.1億円</u> <p>※1 影響額は主要な科目（給料・地域手当・期末勤勉手当・退職手当・共済費）の合計値</p> <p>※2 教職調整額の影響には<u>管理職の本給改善分を含む</u></p> <p>※3 義務教育等教員特別手当には<u>既存の手当に係る減額分を含む</u>（1/3程度減見込み）</p> <p>【参考3】GIGAスクール関連事業等に関する必要な財政支援</p> <p>(1) 日常的なICT活用推進のための直接的な財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 大規模自治体が抱える学校数に応じたネットワーク環境改善及び必要となる帯域の確保に向けた確実かつ継続的な財政支援 イ ヘルプデスクやネットワーク保守、モバイルルータ通信費にかかる財政支援 ウ 教員の負担軽減につながるICT支援員の4校に1人の配置体制を維持するための人物費も含めた財政支援 エ 児童生徒の安全な端末利活用のためのフィルタリングにかかる財政支援 オ 予備端末も含めた指導者用端末の更新等にかかる財政支援 <p>【参考4】GIGAスクール関連経費と国の支援の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度から補助制度が見直され運用経費に関する補助が廃止されたことに伴い、国費が減少し市費負担が増加。 					
担当	教育委員会事務局教職員企画部教職員労務課長 林 尚子 Tel045-671-3227 教育委員会事務局教育DX推進部教育DX推進課長 中川 譲 Tel045-671-4498					

(単位：百万円)

	R5	R6	R7
事業費	2,017	1,824	1,823
国費	133	71	27
市費	1,884	1,753	1,796
市費割合	93.4%	96.1%	98.5%

◆制度改善要望

1 (6) 高等学校の授業料負担軽減施策の拡充

【川崎・相模原】

概要	事業費	—	要望額	—	県所管局	教育局、福祉子どもみらい局																																																				
	自治体における財政力の格差等に関わらず、高等学校に通う生徒への教育機会の均等に寄与するよう、次の2点を要望																																																									
	<p>① 高等学校における授業料の負担軽減施策について、高校生等臨時支援金での事実上の所得制限撤廃ではなく、法改正を行い公立高校授業料不徴収とするよう国に働きかけること</p> <p>② 県の制度である学費補助金について、県民支援という観点から県外の私立高校に在籍する生徒にも対象範囲を拡大し、さらに所得制限を撤廃すること</p>																																																									
背景	<p>令和7年度は国が支給する今年度限りの臨時支援金により公立高校授業料について事実上無償化されたが、法改正がなされず申請主義となっている状況から、高等学校に通う生徒の保護者等と行政窓口双方の負担増となっている。</p> <p>また、令和8年度から私立高校生には全国授業料平均相当額(45.7万円)の支給についても年収制限を撤廃する方向であるが、県独自の学費補助金は、県内私立高校に通う生徒のみを対象にしており、県外私立高校に通う生徒は対象外となっている。</p> <p>令和8年度に、国が私立を含めた授業料無償化の年収制限撤廃と支給上限の拡充予定であることを契機として、県は県内私学の振興という観点ではなく、県民支援という観点から県内在住の高校生の教育のため適切な措置を講じるべきと考える。</p>																																																									
参考	<p>【参考1】高等学校等就学支援金及び学費補助金の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分(世帯年収目安)</th> <th>生活保護～住民税非課税世帯</th> <th>270万円～590万円未満</th> <th>～750万円未満</th> <th>～800万円未満</th> <th>～910万円未満</th> <th>910万円～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立高校</td> <td>高等学校等就学支援金(国)</td> <td colspan="6"> 授業料相当額(令和7年度から年収制限撤廃) 【全日制】118,800円 【定時制】32,400円 【通信制】6,240円 </td></tr> <tr> <td rowspan="3">県内私立高校</td> <td>高等学校等就学支援金(国)</td> <td colspan="2"> 396,000円 (通信制 297,000円) </td> <td colspan="4"> 118,800円(令和7年度から年収制限撤廃) </td></tr> <tr> <td>学費補助金(県) ※多子世帯別基準</td> <td>授業料補助</td> <td colspan="2"> 72,000円 (通信制 171,000円) </td> <td>349,200円</td> <td>74,400円</td> <td>対象外</td></tr> <tr> <td>入学金補助</td> <td></td> <td>211,000円</td> <td>100,000円</td> <td></td> <td></td> <td>対象外</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>【授】468,000円 【入】211,000円</td> <td>【授】468,000円 【入】100,000円</td> <td>【授】193,200円 【入】100,000円</td> <td>【授】118,800円</td> <td></td></tr> </tbody> </table> <p>※年収はモデル世帯における目安。多子世帯は世帯年収910万円未満は授業料補助「349,200円」。入学金は同一基準。 ※国の上限である396,000円：全国の私立高校の平均を勘査した水準。令和8年度は上限を457,000円まで引き上げかつ年収制限を撤廃予定。 ※県の上限である授業料合計468,000円、入学金211,000円：県内の私立高校の平均</p> <p>【参考2】高等学校等の所在地による補助制度の差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住所</th> <th>高校等所在地</th> <th>高等学校等就学支援金</th> <th>学費補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生徒・保護者等とともに 県内在住</td> <td>県内設置</td> <td>○</td> <td>○</td></tr> <tr> <td>県外設置</td> <td>○</td> <td>×</td></tr> </tbody> </table> <p>・本市の公立中学校卒業者の県外私立高校進路状況(令和5年度) 本市：1,719人(卒業者の6.6%) 神奈川県：4,654人(同6.9%)</p> <p>【参考3】他都府県の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月から東京都や大阪府で、所得制限の撤廃や都・府外私立高校在籍者へ補助 埼玉県及び千葉県では、所得制限があり、また県外在学者への補助は行っていない 		区分(世帯年収目安)		生活保護～住民税非課税世帯	270万円～590万円未満	～750万円未満	～800万円未満	～910万円未満	910万円～	国公立高校	高等学校等就学支援金(国)	授業料相当額(令和7年度から年収制限撤廃) 【全日制】118,800円 【定時制】32,400円 【通信制】6,240円						県内私立高校	高等学校等就学支援金(国)	396,000円 (通信制 297,000円)		118,800円(令和7年度から年収制限撤廃)				学費補助金(県) ※多子世帯別基準	授業料補助	72,000円 (通信制 171,000円)		349,200円	74,400円	対象外	入学金補助		211,000円	100,000円			対象外	合計		【授】468,000円 【入】211,000円	【授】468,000円 【入】100,000円	【授】193,200円 【入】100,000円	【授】118,800円		住所	高校等所在地	高等学校等就学支援金	学費補助金	生徒・保護者等とともに 県内在住	県内設置	○	○	県外設置	○	×
区分(世帯年収目安)		生活保護～住民税非課税世帯	270万円～590万円未満	～750万円未満	～800万円未満	～910万円未満	910万円～																																																			
国公立高校	高等学校等就学支援金(国)	授業料相当額(令和7年度から年収制限撤廃) 【全日制】118,800円 【定時制】32,400円 【通信制】6,240円																																																								
県内私立高校	高等学校等就学支援金(国)	396,000円 (通信制 297,000円)		118,800円(令和7年度から年収制限撤廃)																																																						
	学費補助金(県) ※多子世帯別基準	授業料補助	72,000円 (通信制 171,000円)		349,200円	74,400円	対象外																																																			
	入学金補助		211,000円	100,000円			対象外																																																			
合計		【授】468,000円 【入】211,000円	【授】468,000円 【入】100,000円	【授】193,200円 【入】100,000円	【授】118,800円																																																					
住所	高校等所在地	高等学校等就学支援金	学費補助金																																																							
生徒・保護者等とともに 県内在住	県内設置	○	○																																																							
	県外設置	○	×																																																							
担当	教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課長 大峠 誠 Tel045-671-3239																																																									

◆制度改善要望

1 (7) 重度障害者医療費助成への県補助対象の拡充

概要	事業費 12,904 百万円 要望額 1,687 百万円 県所管局 福祉子どもみらい局																				
	「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けた、誰もが住みやすいまちづくりの推進のため、次の2点を要望																				
	① 県の入通院助成対象を65歳以上の新規障害認定者まで拡充 ② 県の助成対象を精神障害1級入院にも拡充																				
背景	「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けては、障害者間に壁が築かれたり受けられる医療が差別されてたりすることのない社会を実現すべきであるため、障害者医療費助成への県補助について、65歳以上の新規障害認定者を対象外とする措置の撤廃を行う必要があり、本市の財政負担が過大となっている。さらに、身体・知的障害者では入通院が対象となっているのに対し、精神障害者は入院のみが対象外となっていることも課題である。 なお、令和7年8月には、神奈川県市長会要望にて65歳以上の新規対象者を県補助対象外とする措置の撤廃及び精神障害1級の入院及び2級の重度障害者医療費助成の拡充を要望。																				
参考	<p>【参考1】重度障害者医療費助成制度の経過</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和48年7月</td><td>県費100%事業として横浜市重度障害医療費助成制度開始</td></tr> <tr> <td>平成20年10月</td><td>65歳以上で新規に重度障害者となった者について県補助対象外とされる</td></tr> <tr> <td>平成23年11月</td><td>精神障害1, 2級にも適用する旨を市会として県に意見書を提出する旨の請願</td></tr> <tr> <td>平成23年12月</td><td>県知事宛てに横浜市会として精神障害1, 2級所持者に重度障害者医療費助成を適用すること意見書が提出</td></tr> <tr> <td>平成25年10月</td><td>精神障害1級通院のみ重度障害者医療費助成適用開始</td></tr> <tr> <td>平成28年10月14日</td><td>県議会にて「ともに生きる社会かながわ憲章」※を策定</td></tr> <tr> <td>令和元年12月</td><td>県議会にて精神障害2級までの重度障害医療費助成適用の請願が採択される</td></tr> <tr> <td>令和7年8月</td><td>神奈川県市長会要望にて精神障害1級の入院及び2級の重度障害者医療費助成の拡充、65歳以上の新規対象者を県補助対象外とする措置の撤廃を県に対し要望（精神障害1級の入院については平成24年8月の25年度予算要望から、65歳以上の新規対象者を県補助対象外とする措置の撤廃については平成21年8月の22年度予算要望から継続要望）</td></tr> <tr> <td>令和7年8月</td><td>横浜市精神障害家族連合会から重度障害者医療費助成制度に1級の入院医療費適用の要望と2級の入通院適用検討を要望（平成24年8月要望から1級、2級の入通院助成について令和8年度予算要望まで継続要望）</td></tr> </tbody> </table> <p>【参考2】65歳以上新規障害認定者の入通院助成状況</p> <p>県内市町村：10市町村、政令市：16市、政令市のある道府県：11道府県</p> <p>【参考3】精神障害1級の入院助成の助成状況</p> <p>県内市町村：17市町村、政令市のある道府県：13道府県</p> <p>【参考4】精神と身体・知的の障害者の所得状況</p> <p>重度障害者医療費助成制度の対象者では、身体・知的障害者と同様に精神障害者も所得の少ない者が多く、経済的支援という観点から見ても助成対象の拡充が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的 52,445人 うち所得0円：32,567人 62% ・精神 2,953人 うち所得0円：2,518人 85% 	時期	内容	昭和48年7月	県費100%事業として横浜市重度障害医療費助成制度開始	平成20年10月	65歳以上で新規に重度障害者となった者について県補助対象外とされる	平成23年11月	精神障害1, 2級にも適用する旨を市会として県に意見書を提出する旨の請願	平成23年12月	県知事宛てに横浜市会として精神障害1, 2級所持者に重度障害者医療費助成を適用すること意見書が提出	平成25年10月	精神障害1級通院のみ重度障害者医療費助成適用開始	平成28年10月14日	県議会にて「ともに生きる社会かながわ憲章」※を策定	令和元年12月	県議会にて精神障害2級までの重度障害医療費助成適用の請願が採択される	令和7年8月	神奈川県市長会要望にて精神障害1級の入院及び2級の重度障害者医療費助成の拡充、65歳以上の新規対象者を県補助対象外とする措置の撤廃を県に対し要望（精神障害1級の入院については平成24年8月の25年度予算要望から、65歳以上の新規対象者を県補助対象外とする措置の撤廃については平成21年8月の22年度予算要望から継続要望）	令和7年8月	横浜市精神障害家族連合会から重度障害者医療費助成制度に1級の入院医療費適用の要望と2級の入通院適用検討を要望（平成24年8月要望から1級、2級の入通院助成について令和8年度予算要望まで継続要望）
時期	内容																				
昭和48年7月	県費100%事業として横浜市重度障害医療費助成制度開始																				
平成20年10月	65歳以上で新規に重度障害者となった者について県補助対象外とされる																				
平成23年11月	精神障害1, 2級にも適用する旨を市会として県に意見書を提出する旨の請願																				
平成23年12月	県知事宛てに横浜市会として精神障害1, 2級所持者に重度障害者医療費助成を適用すること意見書が提出																				
平成25年10月	精神障害1級通院のみ重度障害者医療費助成適用開始																				
平成28年10月14日	県議会にて「ともに生きる社会かながわ憲章」※を策定																				
令和元年12月	県議会にて精神障害2級までの重度障害医療費助成適用の請願が採択される																				
令和7年8月	神奈川県市長会要望にて精神障害1級の入院及び2級の重度障害者医療費助成の拡充、65歳以上の新規対象者を県補助対象外とする措置の撤廃を県に対し要望（精神障害1級の入院については平成24年8月の25年度予算要望から、65歳以上の新規対象者を県補助対象外とする措置の撤廃については平成21年8月の22年度予算要望から継続要望）																				
令和7年8月	横浜市精神障害家族連合会から重度障害者医療費助成制度に1級の入院医療費適用の要望と2級の入通院適用検討を要望（平成24年8月要望から1級、2級の入通院助成について令和8年度予算要望まで継続要望）																				
担当	健康福祉局生活福祉部医療援助課長 菊池 潤 Tel045-671-3694																				

◆制度改善要望

1 (8) 新興・再興感染症に備えた保健・医療対策への連携強化

概要	事業費	一	要望額	一	県所管局	健康医療局																																		
	迅速かつ効率的な感染症対策の実施に向けて、次の2点に関する国への要望の連携																																							
	<p>① 新型コロナウイルス感染症の対応を教訓に、自治体間の役割分担を再整理することにより、今後の新興・再興感染症の発生に備え、県・市双方が柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること</p> <p>② 新型インフルエンザ等の感染症が発生した際に、特措法に基づく感染症対策を円滑に実施できるよう国が財源措置すること</p>																																							
背景	新型コロナウイルス感染症対応において、ワクチン接種等、機動的な対応が困難となる事例もあったことから、新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を早期に検証し、今後生じうる新たな感染症対策に向け、指定都市の機能強化が必要。																																							
参考	<p>【参考1】特措法・感染症法における現在の国・都道府県・指定都市（保健所設置市）の役割</p> <p>新型インフルエンザ等対策 特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の発出、区域、期間の決定 ・水際対策・ワクチンの確保・特定接種の実施 ・国民へ注意喚起・窓口設置・都道府県への支援 等 <p>感染症法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針の策定 ・特定感染症指定医療機関の指定 等 <p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該都道府県の区域内に係る総合調整（・都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査） ・医療関係者に対しての医療等の実施の要請・医療提供体制の確保（臨時の医療施設等） ・対策の実施に際し必要な協力の要請・特定接種の実施への協力 ・営業時間の変更等の要請・命令 ・外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・命令 ・物資及び資材の供給の要請 ※市町村長も可 <p>指定都市（保健所設置市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防計画の策定 ・第一種、第二種感染症指定医療機関の指定 ・宿泊療養施設の確保 ・予防計画の策定 ・感染症の発生の状況及び動向の把握・調査 ・検疫所長との連携 ・情報の公表 ・医師、その他の医療関係者への協力要請 ・検体の採取等 ・医師による診断を勧告 ・就業制限 ・入院勧告 ・建物等の消毒 ・ウイルスが付着した衣類、寝具等の廃棄 ・死体の移動制限等 ・建物への立入制限、封鎖 ・周辺の道路や交通機関の制限 ・感染者等の外出自粛の協力要請 ・宿泊療養・自宅療養の療養者の健康観察、療養支援 <p>都道府県保健所 ※保健所設置市以外</p> <p>【参考2】感染症危機時の国における財源措置</p> <p>※「○」は、国の負担措置・算定割合が感染症法上で規定されているもの（括弧内は事業費における国費算定割合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応内容</th> <th colspan="2">【実績】新型コロナ対応時の国による財政措置</th> <th rowspan="2">【今後】次の感染症危機時の国による財政措置</th> <th rowspan="2">国の財政措置の根拠法令</th> </tr> <tr> <th>感染症国費</th> <th>地方創生・緊急包括</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊・自宅療養者への生活支援等</td> <td>●</td> <td></td> <td>未定</td> <td>新型インフルエンザ等対策特別措置法</td> </tr> <tr> <td>相談センター設置・運営</td> <td></td> <td>●</td> <td>未定</td> <td>新型インフルエンザ等対策特別措置法</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>○ (1/2)</td> <td></td> <td>○ (1/2)</td> <td>感染症法</td> </tr> <tr> <td>入院医療</td> <td>○ (3/4)</td> <td></td> <td>○ (3/4)</td> <td>感染症法</td> </tr> <tr> <td>宿泊・自宅療養者への医療</td> <td></td> <td>●</td> <td>○ (3/4)</td> <td>感染症法</td> </tr> </tbody> </table>	対応内容	【実績】新型コロナ対応時の国による財政措置		【今後】次の感染症危機時の国による財政措置	国の財政措置の根拠法令	感染症国費	地方創生・緊急包括	宿泊・自宅療養者への生活支援等	●		未定	新型インフルエンザ等対策特別措置法	相談センター設置・運営		●	未定	新型インフルエンザ等対策特別措置法	検査	○ (1/2)		○ (1/2)	感染症法	入院医療	○ (3/4)		○ (3/4)	感染症法	宿泊・自宅療養者への医療		●	○ (3/4)	感染症法	担当	医療局健康安全部健康安全課企画調整担当課長 山村 太郎 TEL045-671-2468					
対応内容	【実績】新型コロナ対応時の国による財政措置		【今後】次の感染症危機時の国による財政措置	国の財政措置の根拠法令																																				
	感染症国費	地方創生・緊急包括																																						
宿泊・自宅療養者への生活支援等	●		未定	新型インフルエンザ等対策特別措置法																																				
相談センター設置・運営		●	未定	新型インフルエンザ等対策特別措置法																																				
検査	○ (1/2)		○ (1/2)	感染症法																																				
入院医療	○ (3/4)		○ (3/4)	感染症法																																				
宿泊・自宅療養者への医療		●	○ (3/4)	感染症法																																				

◆制度改善要望

1 (9) 安定的な定期接種の実施に係る制度設計と財源措置拡充の国への要望における連携強化

概要	事業費	—	要望額	—	県所管局	健康医療局																																	
	国の「予防接種に関する基本的な計画」に基づき、次の2点に関する国への要望の連携																																						
	<p>① 市町村の財政力や接種希望者の経済的状況により接種できない国民が生じることのないよう、安定的な定期接種のための制度設計の見直しと財源措置の拡充を図ること</p> <p>② ワクチンギャップの早急な解消に向け、現在定期接種化の検討が行われているワクチンについては、早期の定期接種化と併せ、定期接種開始時より国費による支援を行うこと</p>																																						
背景	<p>定期予防接種に係る事業費が年々増加する一方、費用は全額市費負担であり、全国最大の人口を抱える横浜市にとって財政負担が極めて大きい。定期接種の実施に係る費用について、交付税算定上、一定の財政措置はなされているが、帯状疱疹ワクチン・新型コロナワクチンなどは、接種費用が著しく高額である。また、現在定期接種化が検討されている RS ウィルス・男性向け HPV ワクチンなども高額であることが想定される。</p> <p>地方交付税措置のみならず国庫補助制度の見直しを行うなど、国による更なる財源措置の拡充と、市町村が円滑に新たな定期接種を開始できるよう、定期接種化と同時に国による財源措置が必要である。</p>																																						
参考	<p>【参考1】本市の定期予防接種事業における決算額の推移（直近10年間）</p> <table border="1"> <caption>【参考1】本市の定期予防接種事業における決算額の推移（直近10年間）</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>事業費 (百万円)</th> <th>市費 (一般財源) (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>8,952</td><td>9,023</td></tr> <tr><td>H28</td><td>9,354</td><td>9,248</td></tr> <tr><td>H29</td><td>9,421</td><td>9,310</td></tr> <tr><td>H30</td><td>9,612</td><td>9,486</td></tr> <tr><td>R1</td><td>9,283</td><td>8,980</td></tr> <tr><td>R2</td><td>11,698</td><td>10,164</td></tr> <tr><td>R3</td><td>10,333</td><td>10,087</td></tr> <tr><td>R4</td><td>10,603</td><td>10,385</td></tr> <tr><td>R5</td><td>10,940</td><td>10,786</td></tr> <tr><td>R6</td><td>19,478</td><td>17,051</td></tr> </tbody> </table>						期間	事業費 (百万円)	市費 (一般財源) (百万円)	H27	8,952	9,023	H28	9,354	9,248	H29	9,421	9,310	H30	9,612	9,486	R1	9,283	8,980	R2	11,698	10,164	R3	10,333	10,087	R4	10,603	10,385	R5	10,940	10,786	R6	19,478	17,051
期間	事業費 (百万円)	市費 (一般財源) (百万円)																																					
H27	8,952	9,023																																					
H28	9,354	9,248																																					
H29	9,421	9,310																																					
H30	9,612	9,486																																					
R1	9,283	8,980																																					
R2	11,698	10,164																																					
R3	10,333	10,087																																					
R4	10,603	10,385																																					
R5	10,940	10,786																																					
R6	19,478	17,051																																					
<p>【参考2】近年定期接種化されたワクチンと国で定期接種化が検討されているワクチン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>近年定期接種化されたワクチン</th> <th>定期接種化検討中のワクチン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和2年 口タウイルスワクチン</td><td>・おたふくかぜワクチン</td></tr> <tr><td>令和5年 9価HPVワクチン</td><td>・RSウィルスワクチン</td></tr> <tr><td>令和6年 5種混合ワクチン</td><td>・高用量インフルエンザワクチン</td></tr> <tr><td></td><td>・経鼻投与型インフルエンザワクチン</td></tr> <tr><td>小児用肺炎球菌ワクチン（15価）</td><td>・新型コロナワクチン</td></tr> <tr><td>新型コロナワクチン</td><td>・HPVワクチン（男性への接種）</td></tr> <tr><td>小児用肺炎球菌ワクチン（20価）</td><td>・不活性化ポリオワクチン（5回目）</td></tr> <tr><td>令和7年 帯状疱疹ワクチン</td><td>・ノロウイルスワクチン など</td></tr> </tbody> </table>						近年定期接種化されたワクチン	定期接種化検討中のワクチン	令和2年 口タウイルスワクチン	・おたふくかぜワクチン	令和5年 9価HPVワクチン	・RSウィルスワクチン	令和6年 5種混合ワクチン	・高用量インフルエンザワクチン		・経鼻投与型インフルエンザワクチン	小児用肺炎球菌ワクチン（15価）	・新型コロナワクチン	新型コロナワクチン	・HPVワクチン（男性への接種）	小児用肺炎球菌ワクチン（20価）	・不活性化ポリオワクチン（5回目）	令和7年 帯状疱疹ワクチン	・ノロウイルスワクチン など																
近年定期接種化されたワクチン	定期接種化検討中のワクチン																																						
令和2年 口タウイルスワクチン	・おたふくかぜワクチン																																						
令和5年 9価HPVワクチン	・RSウィルスワクチン																																						
令和6年 5種混合ワクチン	・高用量インフルエンザワクチン																																						
	・経鼻投与型インフルエンザワクチン																																						
小児用肺炎球菌ワクチン（15価）	・新型コロナワクチン																																						
新型コロナワクチン	・HPVワクチン（男性への接種）																																						
小児用肺炎球菌ワクチン（20価）	・不活性化ポリオワクチン（5回目）																																						
令和7年 帯状疱疹ワクチン	・ノロウイルスワクチン など																																						
担当	<p>【参考3】近年定期接種化されたワクチンの標準的な接種費用（厚生労働省による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定期接種開始（本市）</th> <th>ワクチン名</th> <th>標準的な接種費用（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和6年10月</td><td>新型コロナワクチン</td><td>15,600円</td></tr> <tr><td>令和7年7月</td><td>帯状疱疹ワクチン（組換えワクチン）</td><td>44,120円 ※2回分の金額</td></tr> <tr><td></td><td>帯状疱疹ワクチン（生ワクチン）</td><td>8,860円</td></tr> </tbody> </table>						定期接種開始（本市）	ワクチン名	標準的な接種費用（税込）	令和6年10月	新型コロナワクチン	15,600円	令和7年7月	帯状疱疹ワクチン（組換えワクチン）	44,120円 ※2回分の金額		帯状疱疹ワクチン（生ワクチン）	8,860円																					
定期接種開始（本市）	ワクチン名	標準的な接種費用（税込）																																					
令和6年10月	新型コロナワクチン	15,600円																																					
令和7年7月	帯状疱疹ワクチン（組換えワクチン）	44,120円 ※2回分の金額																																					
	帯状疱疹ワクチン（生ワクチン）	8,860円																																					
医療局健康安全部健康安全課長 竹澤 智湖 Tel045-671-2442																																							

◆制度改善要望

1 (10) 県市間の更なる権限移譲等の推進による市民生活の向上

【一部新規】【川崎】

概要	事業費	—	要望額	—	県所管局	政策局、神奈川県警察本部																				
	県内三政令市で連携して、特別市の法制化の早期実現を目指しており、令和4年5月の合意に基づき、県と政令市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、トップレベルの建設的な協議の継続を求める。特に、次の4点を要望																									
	① 令和2年11月の「横浜市神奈川県調整会議」で協議された急傾斜地崩壊対策事業、河川管理、私立幼稚園の認可等、市民生活に直結する分野の事務・権限の移譲及び必要な財源措置																									
	② 旅券発給事務に係る移譲事務交付金について、実態に即した算定の実施																									
	③ 県民ホールや県営住宅など市域内の県有施設の新設・更新における、横浜市への事前の情報共有及び必要な調整の実施																									
	④ 運転免許センターへの移動に時間要する地域（青葉区や戸塚区等）における、住所地の管轄署での運転免許証更新の試行実施																									
背景	<p>市と県の二重行政を完全に解消するには、市が一元的に市域内の事務を担う、特別市の実現が必要である。その実現までの間、現行制度においても、効率的で効果的な行政サービスの提供のために、県市間での適切な財源の移譲と事務配分の見直しが必要。</p> <p>令和7年3月の旅券発給のオンライン申請全面導入に伴う申請受付処理時間短縮を根拠とし、県は令和8年度からの移譲事務交付金の算定基準見直しを検討している。一方で、オンライン申請の全面導入後、算定対象外である電話対応や重複申請に対する取り下げ処理が増加しているなど、交付金算定基準が実態に見合っていない。</p> <p>公共施設の適正配置や地域特性に応じたまちづくりの観点から、市域内の県有施設の新設・更新等、市民生活に関わる情報の共有が必要。</p> <p>本市の違反運転者及び初回更新者については、市内警察署での運転免許更新ができず、運転免許センターでの更新が必須となっている。</p>																									
参考	<p>【参考1】横浜市が移譲を希望する事務・権限・財源の重点項目</p> <table border="1"> <tr> <td>子育て支援分野</td><td>私立幼稚園に係る事務権限（①私立幼稚園の設置等の認可・指導、②私立学校審議会の設置・運営、③補助金交付に係る事務）など</td></tr> <tr> <td>都市計画・土木分野</td><td>急傾斜地に係る事務権限 一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、都市計画事業の認可権限など</td></tr> <tr> <td>福祉・保健・衛生分野</td><td>医療計画の策定等、医療法に係る事務権限など</td></tr> <tr> <td>安全・市民生活分野</td><td>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務権限など</td></tr> </table> <p>【参考2】オンライン化に伴う新たな事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 1日平均24件、1件約10分 ・取り下げ処理 1か月平均446件（申請数1か月平均7,421件） <p>【参考3】主要駅から運転免許センターへの移動に要する時間</p> <table border="1"> <tr> <td>駅名（所在地）</td><td>住所地の管轄署まで</td><td>運転免許センターまで</td></tr> <tr> <td>市が尾駅（青葉区）</td><td>約5分</td><td>約61分</td></tr> <tr> <td>戸塚駅（戸塚区）</td><td>約9分</td><td>約48分</td></tr> <tr> <td>※参考 川崎駅（川崎区）</td><td>約9分</td><td>-</td></tr> </table>						子育て支援分野	私立幼稚園に係る事務権限（①私立幼稚園の設置等の認可・指導、②私立学校審議会の設置・運営、③補助金交付に係る事務）など	都市計画・土木分野	急傾斜地に係る事務権限 一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、都市計画事業の認可権限など	福祉・保健・衛生分野	医療計画の策定等、医療法に係る事務権限など	安全・市民生活分野	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務権限など	駅名（所在地）	住所地の管轄署まで	運転免許センターまで	市が尾駅（青葉区）	約5分	約61分	戸塚駅（戸塚区）	約9分	約48分	※参考 川崎駅（川崎区）	約9分	-
子育て支援分野	私立幼稚園に係る事務権限（①私立幼稚園の設置等の認可・指導、②私立学校審議会の設置・運営、③補助金交付に係る事務）など																									
都市計画・土木分野	急傾斜地に係る事務権限 一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、都市計画事業の認可権限など																									
福祉・保健・衛生分野	医療計画の策定等、医療法に係る事務権限など																									
安全・市民生活分野	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務権限など																									
駅名（所在地）	住所地の管轄署まで	運転免許センターまで																								
市が尾駅（青葉区）	約5分	約61分																								
戸塚駅（戸塚区）	約9分	約48分																								
※参考 川崎駅（川崎区）	約9分	-																								
担当	<p>政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長 池谷 祥子 TEL045-671-2109 政策経営局大都市制度推進本部室制度企画課長 松石 徹 TEL045-671-4323 市民局窓口サービスサービス部パスポートセンター所長 金指 剛 TEL045-671-9578</p>																									

◆事業推進要望

2 (1) GREEN×EXPO 2027 (2027年国際園芸博覧会) の開催支援

【重点要望】【一部新規】

概要	事業費	—	要望額	—	県所管局	環境農政局、教育局、福祉子どもみらい局														
	令和8年度に開幕する GREEN×EXPO 2027 を成功に導くため、県と本市が開催自治体としてより一層連携しつつ、それぞれの役割を果たす必要があることから、次の3点を要望																			
	① 来場意欲促進に向けた取組を始めとして、開催に必要となる多様な取組の推進と予算措置 特に、県内の子ども達の来場機会確保に向けた確実な予算措置	② 電気バス導入補助件数の拡充及び電気バス用EV急速充電設備補助の確実な実施	③ 開催自治体として、閣議了解に基づく、会場建設費の確実な負担と人的支援																	
背景	<p>令和8年度末に開幕を迎える GREEN×EXPO は、1都3県で初めて開催する万博として、国際園芸博覧会にふさわしい水準での準備を進めているところであるが、多くの方に来場いただくための来場意欲を喚起する広報・PRを始め、未来を担う子ども達や多くの県民・市民の主体的な参加促進に向けた取組の更なる加速が必要である。</p> <p>さらに、GREEN×EXPO を契機とした脱炭素社会の実現に向けて、来場者輸送のための電気バス導入にあたっては、負担軽減策として県補助金の確実な確保が求められる。</p> <p>また、閣議了解に基づく会場建設費の確実な負担と共に、博覧会の準備・運営のための人的支援について、積極的な協力を引き続き要請する。</p>																			
参考	<p>【参考1】 GREEN×EXPO 2027 開催概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区） ・開催期間：2027年（令和9年）3月19日～9月26日 ・メインテーマ：幸せを創る明日の風景 Scenery of the Future for Happiness ・博覧会区域：約100ha（内、会場区域80ha） ・参加者数：1,500万人（有料来場者数 1,000万人以上） ・主催者：GREEN×EXPO 協会 <p>【参考2】「開催に必要となる多様な取組の推進と予算措置（要望項目①）」の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>要望内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 子ども達の来場機会の確保</td><td>県内の子ども達が校外学習等の一環として平等に来場する機会を確保するため、子ども達に対するチケット配付等の実施</td></tr> <tr> <td>(2) 広報・PR</td><td>県内における積極的な広報・PRの実施など、来場意欲喚起のための一層の取組の推進</td></tr> <tr> <td>(3) 市民の国際交流</td><td>公式参加国との国際交流事業実施に向けた、県内市町村の支援などの取組の推進</td></tr> <tr> <td>(4) 市民参加（共創）プログラム事業</td><td>地球規模の課題解決へ主体的に行動する「環共市民・企業」の育成及び開催後の県域での市民活動の更なる活性化に向けた市民参加（共創）プログラムの一体的な推進</td></tr> <tr> <td>(5) ボランティア</td><td>GREEN×EXPO 2027への参加機会を創出し、県域への会場外ボランティアの配置</td></tr> <tr> <td>(6) 賓客対応</td><td>国内外からの賓客への接遇の実施に向けた県の体制の整備および市との情報共有体制の構築に伴う予算措置</td></tr> </tbody> </table>						項目	要望内容	(1) 子ども達の来場機会の確保	県内の子ども達が校外学習等の一環として平等に来場する機会を確保するため、子ども達に対するチケット配付等の実施	(2) 広報・PR	県内における積極的な広報・PRの実施など、来場意欲喚起のための一層の取組の推進	(3) 市民の国際交流	公式参加国との国際交流事業実施に向けた、県内市町村の支援などの取組の推進	(4) 市民参加（共創）プログラム事業	地球規模の課題解決へ主体的に行動する「環共市民・企業」の育成及び開催後の県域での市民活動の更なる活性化に向けた市民参加（共創）プログラムの一体的な推進	(5) ボランティア	GREEN×EXPO 2027への参加機会を創出し、県域への会場外ボランティアの配置	(6) 賓客対応	国内外からの賓客への接遇の実施に向けた県の体制の整備および市との情報共有体制の構築に伴う予算措置
項目	要望内容																			
(1) 子ども達の来場機会の確保	県内の子ども達が校外学習等の一環として平等に来場する機会を確保するため、子ども達に対するチケット配付等の実施																			
(2) 広報・PR	県内における積極的な広報・PRの実施など、来場意欲喚起のための一層の取組の推進																			
(3) 市民の国際交流	公式参加国との国際交流事業実施に向けた、県内市町村の支援などの取組の推進																			
(4) 市民参加（共創）プログラム事業	地球規模の課題解決へ主体的に行動する「環共市民・企業」の育成及び開催後の県域での市民活動の更なる活性化に向けた市民参加（共創）プログラムの一体的な推進																			
(5) ボランティア	GREEN×EXPO 2027への参加機会を創出し、県域への会場外ボランティアの配置																			
(6) 賓客対応	国内外からの賓客への接遇の実施に向けた県の体制の整備および市との情報共有体制の構築に伴う予算措置																			

◆事業推進要望

【参考3】「子ども達の来場機会の確保（要望項目①（1））」の概要

区分		対象者数
県内在住	4歳～5歳	約125,000人
	6歳～14歳	約650,000人
	15歳～17歳	約234,000人

※神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（令和7年1月1日現在）

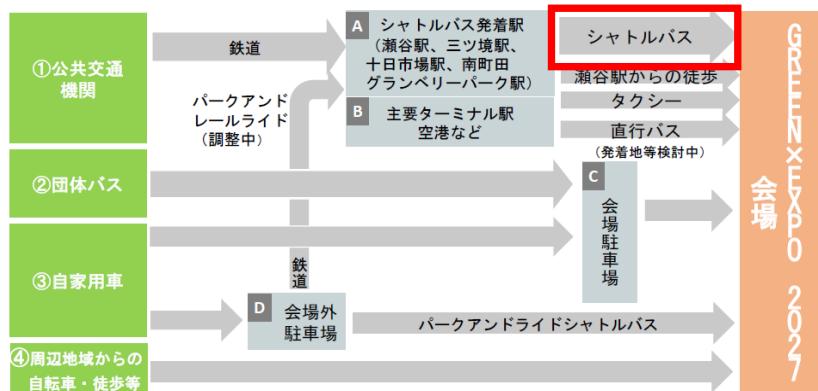
【参考4】「来場者輸送に向けた電気バス導入（要望項目②）」の概要

ア GREEN×EXPO 2027 来場者輸送実施計画（令和7年5月）

会場近傍4駅からシャトルバスによる来場者の輸送を実施。

シャトルバスの調達想定台数は、最大約160台/日（繁忙期（夜間開催あり）の場合）

○交通機関別来場フローチャート



※シャトルバス発着駅から会場までの距離及び想定走行時間（目安）

- ・瀬谷駅：約2km、約10分
- ・三ツ境駅：約4km、約15分
- ・南町田グランベリーパーク駅：約4km、約15分
- ・十日市場駅：約6km、約20分

イ 県電気バス補助制度（令和7年度神奈川県事業用等EV導入費補助金）

令和7年度事業費：626百万円（補助上限額：15百万円）

※県補助制度はバスの他にトラック等を含み、補助上限額は電気バスの場合

ウ 電気バスの補助要望額（補助件数・補助上限額）

令和8年度要望額：750百万円（補助件数：50件、補助上限額：15百万円）

【参考5】「会場建設費の確実な負担と人的支援（要望項目③）」の概要

- ・会場建設費：最大417億円 負担割合 国：地方自治体：民間等=1：1：1
地方自治体負担分（約139億円）のうち、県と市の負担割合=1：4
- ・GREEN×EXPO協会 事務局職員体制：254名（令和7年11月1日時点）

担当 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進部 GREEN×EXPO推進課担当課長 中林 都 TEL045-671-4627

◆事業推進要望

2 (2) 防災・減災に向けた取組の推進

【重点要望】【新規】

概要	事業費	—	要望額	—	県所管局	くらし安全防災局
	大規模災害から県民・市民を守るために、神奈川県及び本市地震防災戦略の強力な推進に向けた相互連携の強化を要望					
背景	<p>神奈川県は減災目標の達成に向け、10のプロジェクトを掲げ、県・県民・事業者・市町村の取組を取りまとめた地震防災戦略を策定（令和7年3月）。本市も能登半島地震等を踏まえ、更なる地震対策の強化を図るため、横浜市地震防災戦略を改定（令和7年3月）した。両戦略の方向性は一致しており、本市戦略の推進は、県戦略の推進にも大きく貢献するものである。</p> <p>県民・市民の安全・安心を確保するための事前の備えを着実に進めていくため、広域自治体としての県と、基礎自治体としての本市とがそれぞれの役割を踏まえ、財政面・人的面・制度面の連携を深化していくことが求められる。</p> <p>また、本市はこれまででも市町村地域防災力強化事業費補助金等を活用し、防災・減災対策に取り組んでいるが、両戦略を強力に推進していくには、当該補助金等の拡充に加え、国による財政面・制度面等の更なる支援が必要である。令和7年6月には、国に対し、大規模災害から市民の命と暮らしを守り抜くための被災自治体への支援強化や災害に強いまちづくりへの支援など、防災・減災対策の推進に関する項目についての要望を実施している。</p> <p>こうした取組を確実に両戦略の推進につなげていくため、国に対し、あらゆる機会やネットワークを通じ一体的に働きかけることで、要望の実現性を高めることが重要である。</p>					
【参考1】神奈川県戦略と本市戦略の関係						
参考	県戦略（10 プロジェクト）		本市戦略			
			【柱1】市民や地域の「発災前からの備え」の強化	【柱2】誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築	【柱3】大規模災害時の拠点等整備	【柱4】災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靭化）
	1	防災におけるDXの推進		○	○	
	2	防災に関する知識・意識の向上	○			
	3	減災に資するインフラ整備	○			○
	4	建築物の耐震対策の推進	○			
	5	避難対策の強化		○		
	6	要配慮者対策	○	○		
	7	地域防災の体制強化	○			
	8	災害時保健・医療・福祉提供体制の充実強化			○	
	9	災害時応急・受援体制の強化			○	
	10	被災者の生活再建と被災地の迅速な復旧	○	○		
【参考2】防災・減災の取組における神奈川県と本市の役割分担						
神奈川県：広域自治体として、県内の市町村区域を越えた取組を推進						
例) 県立高校体育館（横浜市内）の空調整備及びトイレ洋式化の促進 県立公園（横浜市内）の広域応援活動拠点としての整備 等						
横浜市：基礎自治体として、市民の安全・安心のための備えを推進						
例) 木造住宅耐震化、感震ブレーカー設置促進、家具転倒防止器具設置促進、個人備蓄促進、避難所の備蓄物資拡充、帰宅困難者対策、地域における防災の担い手育成、TKBユニット導入、次期被災者支援システム構築、防災関連情報プラットフォーム構築 等						
担当 総務局危機管理部防災企画課長 井上 健正 Tel045-671-4096						

◆事業推進要望

2 (3) 防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業の推進

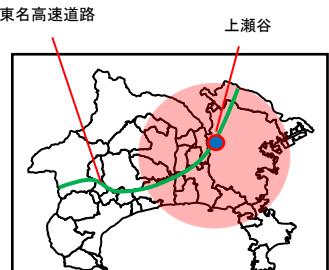
【一部新規】

概要	事業費	30,975 百万円	要望額	2,991 百万円	県所管局	県土整備局	
	近年激甚化・頻発化する地震・台風などへの対策や都市基盤整備の円滑化のため、引き続き県市協調による事業推進を要望						
(単位：百万円)							
要望事業	事業費	要望額	説明				
①急傾斜地崩壊対策事業 (建築局)	2,313	1,821	急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事等にかかる事業費の確保 (R 7年4月1日現在) 整備中：36箇所 ※工事が未実施、中断している箇所も含む				
②都市基盤河川改修事業・ 大規模特定河川事業 (下水道河川局)	2,310	770	河川改修事業の推進のため、都市基盤河川改修事業・大規模特定河川事業に対する補助金の確保 帷子川、今井川、阿久和川、いたち川、和泉川の5河川				
③市街地再開発事業 (都市整備局)	-	-	民間活力を活用した市街地再開発事業の促進を図るため、市街地再開発事業の施行者に対する事業費の確保 【R 9年度以降に実施予定の補助対象地区】 ①綱島駅東口駅前地区 ②中山駅南口地区				
④道路整備事業 (道路局)	26,352	400	県内経済の持続的な発展や防災力向上に向けた幹線道路等の整備に対する補助金の拡充と予算額の確保 (横浜環状南線、横浜湘南道路、南線関連街路等の都市計画道路、相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差等)				
背景	<p>① 神奈川県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力するとともに、その区域内で県が施工する崩壊防止工事費用の一部を市が負担している。令和6年度末時点で、市内には738箇所が指定されており、県が対策工事を順次進めているが、区域の指定以降、工事に着手できていない箇所がある。崖地の防災対策のさらなる推進を図るため、急傾斜地崩壊対策事業の崩壊防止工事の早期着手に向け、事業費の確保が必要である。</p> <p>② 市内の重要な河川(県管理)について、市が改修する制度として都市基盤河川改修事業があり、国と県が同額の補助を本市に対して行うことになっている。護岸整備率が低い河川の未改修区間で、これまでも浸水被害が発生しており、早急な改修が必要である。近年、地球温暖化に伴う浸水リスクが急激に高まっており、河川の整備水準をこれまでの時間降雨量約50mmから約60mmへ引き上げ、更なる治水安全度の向上に取り組む必要がある。</p> <p>③ 組合等が施行する市街地再開発事業に対する補助金は、平成22年時点で事業継続中の地区が補助対象となっている。民間活力を活用した市街地再開発事業の促進のため、引き続き、県の支援が必要である。</p> <p>④ 市民生活の利便性・安全性の向上に向けて、計画的に幹線道路等の整備を進めている。市域内の幹線道路整備により、物流の円滑化等による県内経済の持続的な発展が期待されることや、災害時における緊急輸送路や延焼遮断帯として機能することで、県全体の防災力向上にも大きく資すると考えられることから、県域に果たす役割の大きさを踏まえ、県の支援が必要である。</p>						
担当	<p>建築局企画部建築防災課がけ・狭あい担当課長 伊藤 伸 Tel045-671-2959 下水道河川局河川部河川流域調整課長 吉野 文雄 Tel045-671-2818 都市整備局企画部企画課長 森 隆行 Tel045-671-2007 道路局計画調整部事業推進課長 古性 敏幸 Tel045-671-2937</p>						

◆事業推進要望

2 (4) 消防関連施設整備等における支援の拡充

【一部新規】【川崎】

概要	事業費	884 百万円	要望額	340 百万円	県所管局	くらし安全防災局															
	県内における大規模災害等に対応するための消防力強化に向け、次の2点を要望																				
	① 消防ヘリコプター及び消防艇に係る予算措置	広域での活動実績等に見合った応分の負担となるよう財政支援を強化																			
	② 受援施設の整備に係る予算措置	上瀬谷広域防災拠点の受援施設整備に対する財政支援の実施																			
背景	① 本市が保有する消防ヘリコプターや消防艇は、大規模災害時における出動や、山岳・水難救助、当該活動に備えた年間を通じた訓練実施など、市域外での広域的な役割を担っており、県域の安心・安全に寄与するもの。 県域の消防体制に対し、将来的なあり方を見据えた議論が必要であるが、直近の課題であるヘリコプターの運営費補助については、市外・県外での活動が多い一方で、広域での役割に見合った応分の負担となっていない状況がある。 ② 当該施設は、大規模災害時に、他都市から受け入れた応援部隊と本市災害対策本部が連携して行う救助活動等を統率する、現地司令機能を有する拠点となるほか、県のヘリベースとしての活用も期待できるなど、県域全体の減災に資する施設。																				
参考	【参考1】本市令和8年度想定事業費 ・消防ヘリコプター維持管理事業（事業費：732 百万円） 県費要望額：303 百万円※（対象：整備費、空港管理費、人件費、燃料費、教育訓練費等） ※県補助上限額：令和2年度まで 30 百万円、令和3年度以降 70 百万円 ・消防艇維持管理事業（過去5年間の点検及び修繕費の平均金額：92 百万円） 県費要望額：7 百万円	【参考2】「消防防災ヘリコプターの出動等に関する協定書」（H28. 3. 31 締結） ・災害による被害を最小限にするため、神奈川県・川崎市・本市間におけるヘリコプター出動に係る基本的事項※（要請、決定、中断等）を定めるもの ※経費支援：市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助																			
	【参考3】上瀬谷広域防災拠点の受援施設 ・災害時に自衛隊、警察、消防、医療従事者など全国からの応援部隊が集結。現地での救助・支援活動を調整・統率し、迅速化・効率化を図るための施設 (災害時の緊急輸送路である東名高速道路と近接) ・事業費：R8 事業費 60 百万円、県費要望額 30 百万円																				
	・整備スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>基本設計</td> <td>実施設計</td> <td></td> <td>用地取得予定・工事</td> <td></td> <td>運用開始</td> </tr> </tbody> </table>						年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	内容	基本設計	実施設計		用地取得予定・工事		運用開始
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12															
内容	基本設計	実施設計		用地取得予定・工事		運用開始															
担当	消防局横浜ヘリポート航空科長 消防局総務部施設課長 消防局警防部警防課担当課長	本多 隆樹 TEL 045-784-0119 古谷 敏夫 TEL 045-334-6571 平井 正和 TEL 045-334-6751																			

◆事業推進要望

2 (5) 病院の耐震化対策の推進

【新規】

概要	事業費	—	要望額	—	県所管局	健康医療局									
	病院の耐震化対策推進のため、医療施設等耐震整備事業について、次の2点に関する国への要望の連携														
	<p>① 建物の耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助制度の基準面積及び補助率の引き上げ、並びに対象病院の範囲拡大を図ること</p> <p>② 病院の再整備にあたっても、免震構造の導入など、発災時の病院機能の維持に資する耐震化について、補助を受けられるようすること</p>														
背景	<p>災害時に迅速かつ安全に医療を提供するためには、耐震化整備が不可欠であるが、昨今の物価高騰や人件費の上昇等により、病院経営は厳しい状況にあり、耐震化対策が進んでいない。</p> <p>令和5年における市内病院施設全体の耐震化率は、132病院中、110病院(83.3%)となっていました。このうち、横浜市救急医療体制参加医療機関の耐震化率は、58病院中、49病院(84.5%)であった。</p> <p>「医療施設等耐震整備事業」(厚生労働省)を活用した「医療施設耐震整備事業」(神奈川県)は、市内病院が活用可能だが、建物規模等が補助要件に適合しないものがあるなど、実施上の課題へ十分に対応したものではなく、整備進捗が鈍化している。また、耐震化が進まない主な要因として、病院側の自己資金の不足が挙げられていることから、基準面積や補助率の引き上げが必要である。</p>														
参考	<p>【参考1】医療施設耐震整備事業の補助制度概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>補助対象</th> <th>補助上限</th> <th>交付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療施設耐震整備事業</td> <td>構造耐震指標 (Is値) ※) 0.6未満の建物を有する二次救急医療施設等の病院等</td> <td>Is値が0.3未満の病院で、免震化工法により実施する場合、5億円強 (基準面積2,300m² × 最大基準単価439,780 × 補助率0.50)</td> <td>Is値0.3未満の病院の新築建替の場合は、整備区域病棟の病床数を10%以上削減し、医療法上の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ Is値とは、建物の耐震性能を示す指標で、耐震診断で用いられる。Is値が高いほど、建物の耐震性能が高いと判断される。</p> <p>【参考2】医療施設耐震整備事業の活用状況</p> <p>平成26年の事業開始後、総活用件数2件(直近の活用実績は令和元年～2年に整備)</p> <p>【参考3】第1次国土強靭化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の耐震化【厚生労働省】 <p>《目標》</p> <p>全国の災害拠点病院等(災害拠点病院(全国771施設)、救命救急センター(全国298施設)及び二次救急医療機関(全国3,592施設))の耐震化率 82.5%【R4】→90%【R12】→100%【R23】</p>							名称	補助対象	補助上限	交付条件	医療施設耐震整備事業	構造耐震指標 (Is値) ※) 0.6未満の建物を有する二次救急医療施設等の病院等	Is値が0.3未満の病院で、免震化工法により実施する場合、5億円強 (基準面積2,300m ² × 最大基準単価439,780 × 補助率0.50)	Is値0.3未満の病院の新築建替の場合は、整備区域病棟の病床数を10%以上削減し、医療法上の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。
名称	補助対象	補助上限	交付条件												
医療施設耐震整備事業	構造耐震指標 (Is値) ※) 0.6未満の建物を有する二次救急医療施設等の病院等	Is値が0.3未満の病院で、免震化工法により実施する場合、5億円強 (基準面積2,300m ² × 最大基準単価439,780 × 補助率0.50)	Is値0.3未満の病院の新築建替の場合は、整備区域病棟の病床数を10%以上削減し、医療法上の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。												
担当	<p>医療局地域医療部救急・災害医療課長 鈴木 健 Tel045-671-3740 医療局地域医療部地域医療課長 田口 真希 Tel045-671-4819</p>														

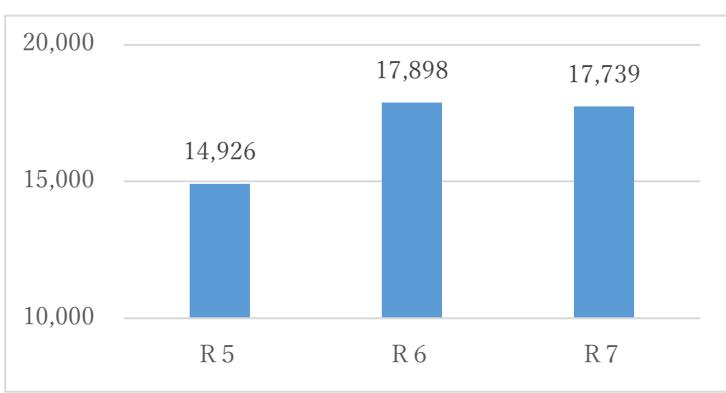
◆事業推進要望

2 (6) 市内民間建築物の耐震化促進

概要	事業費	538 百万円	要望額	73 百万円	県所管局	くらし安全防災局																																																																												
	国の基本方針等に基づく県及び本市の「耐震改修促進計画」推進に向け、次の2点を要望																																																																																	
	① 分譲マンション及び木造住宅の耐震改修工事等における補助制度の維持																																																																																	
	② 分譲マンション及び木造住宅の耐震改修工事等における補助必要額の予算措置																																																																																	
	【補助名称】地域防災力強化事業費補助金																																																																																	
背景	<p>県及び本市における、耐震改修促進計画の住宅（※1）の耐震化目標の達成に向けて、引き続き補助制度を通じ、耐震化を進めていく必要がある。</p> <p>また、令和7年度より、木造住宅の補助対象を新耐震グレーベン住宅（※2）まで広げ、申請件数が伸びてきているため、今後も安定的に補助を行っていく必要がある。</p> <p>※1 戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸、分譲）を含むすべての住宅</p> <p>※2 昭和56年6月以降、平成12年5月末以前に着工された建築物</p>																																																																																	
参考	<p>【参考1】県及び本市の耐震改修促進計画の目標と実績</p> <p>(神奈川県) 目標：令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消 実績：耐震化率 約94%（令和2年度時点）</p> <p>(横浜市) 目標：令和7年度までに住宅の耐震化率95%の達成 実績：耐震化率 約95%（令和7年度推計による）</p> <p>【参考2】分譲マンション・木造住宅の耐震施策に係る地域防災力強化事業費補助概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="2">地方</th> <th rowspan="2">国</th> </tr> <tr> <th></th> <th>市</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分譲マンション</td> <td>耐震診断</td> <td>診断（補助率：2/3）</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐震改修</td> <td>設計（補助率：2/3）</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>工事（補助率：1/3）</td> <td>1/12</td> <td>1/12</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木造住宅</td> <td>耐震診断</td> <td>診断（市が実施）</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>工事（課税：115万円 非課税：155万円）</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考3】本市補助金交付実績（令和2年度～令和6年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分譲マンション</td> <td>耐震診断</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>耐震改修設計</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木造住宅</td> <td>耐震診断</td> <td>222</td> <td>325</td> <td>277</td> <td>401</td> <td>621</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※木造住宅における令和7年度実績（7/18時点） 耐震診断：337件（うちグレーベン207件） 耐震改修工事：33件（うちグレーベン4件）</p>	区分			地方		国		市	県	分譲マンション	耐震診断	診断（補助率：2/3）	1/6	1/6	1/3	耐震改修	設計（補助率：2/3）	1/6	1/6	1/3	工事（補助率：1/3）	1/12	1/12	1/6	木造住宅	耐震診断	診断（市が実施）	1/4	1/4	1/2	耐震改修	工事（課税：115万円 非課税：155万円）	1/4	1/4	1/2	区分		R2	R3	R4	R5	R6	分譲マンション	耐震診断	4	5	3	7	18	耐震改修設計	7	3	3	3	2	耐震改修工事	9	5	3	7	2	木造住宅	耐震診断	222	325	277	401	621	耐震改修工事	22	19	12	17	50	担当	建築局企画部建築防災課長 稲葉 真絵 Tel:045-671-3592					
区分			地方		国																																																																													
	市	県																																																																																
分譲マンション	耐震診断	診断（補助率：2/3）	1/6	1/6	1/3																																																																													
	耐震改修	設計（補助率：2/3）	1/6	1/6	1/3																																																																													
		工事（補助率：1/3）	1/12	1/12	1/6																																																																													
木造住宅	耐震診断	診断（市が実施）	1/4	1/4	1/2																																																																													
	耐震改修	工事（課税：115万円 非課税：155万円）	1/4	1/4	1/2																																																																													
区分		R2	R3	R4	R5	R6																																																																												
分譲マンション	耐震診断	4	5	3	7	18																																																																												
	耐震改修設計	7	3	3	3	2																																																																												
	耐震改修工事	9	5	3	7	2																																																																												
木造住宅	耐震診断	222	325	277	401	621																																																																												
	耐震改修工事	22	19	12	17	50																																																																												

◆事業推進要望

2 (7) 県施行の河川改修事業における着実な実施

概要	事業費	一	要望額	一	県所管局	県土整備局									
激甚化・頻発化する水害を踏まえた県施行河川の改修促進を要望															
背景	全国で水害が激甚化、頻発化しており、特に都市部においては、ひとたび河川の氾濫等が発生すると、生命・財産に甚大な被害をもたらし、都市機能を大きく阻害することになります。そのため、県民・市民を守るためにには、県施行河川における取組が必要不可欠です。														
【参考1】県施行による河川改修事業の概要															
<p>①鶴見川水系（鶴見川、恩田川、矢上川、早淵川、大熊川、鴨居川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恩田川における新設遊水地整備の推進 ・鶴見川及び支川における計画的な除草 等 <p>②帷子川水系（帷子川、帷子川分水路、石崎川、新田間川、幸川、今井川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帷子川における河口狭さく部（横浜駅周辺）の河川改修 ・帷子川中流部の河川改修及び親水護岸の周辺の浚渫 ・今井川における洪水調節施設の長寿命化対策の推進 等 <p>③大岡川水系（大岡川、大岡川分水路、中村川、掘割川、堀川、日野川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大岡川における分水路上流部の河川改修の推進 ・中村川・堀川における多目的桟橋整備の推進 等 <p>④境川水系（境川、柏尾川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境川における相鉄橋梁架替や藤沢市藤沢橋周辺等の未改修区間の河川改修の推進 ・柏尾川における金井遊水地の整備の推進 等 <p>⑤侍従川水系（侍従川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侍従川における河川改修の推進 ・侍従川における計画的な維持管理及び環境浄化対策 等 															
【参考2】県河川改修事業費における予算額の推移（過去3か年）						(単位：百万円)									
	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>予算額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>14,926</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>17,898</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>17,739</td> </tr> </tbody> </table>					年	予算額 (百万円)	R5	14,926	R6	17,898	R7	17,739		
年	予算額 (百万円)														
R5	14,926														
R6	17,898														
R7	17,739														
担当	下水道河川局河川部河川流域調整課長			吉野 文雄 TEL045-671-2818											
	都市整備局都心活性化推進部都心再生課長			中村 俊輔 TEL045-671-3961											
	都市整備局都心活性化推進部都心再生課担当課長			遠藤 和宏 TEL045-671-4246											

◆事業推進要望

2 (8) 地域防犯対策の向上に向けた支援

【重点要望】

概要	事業費	791 百万円	要望額	215 百万円	県所管局	くらし安全防災局																																																																																	
	市民の防犯に対する不安の高まりや、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の趣旨も踏まえ、市民の安全・安心を守るため、次の2点を要望																																																																																						
	① 防犯カメラ設置促進に向けた補助財源の確保																																																																																						
	② 防犯灯整備（設置及び更新）への財政支援制度の創設																																																																																						
背景	<p>県は、「犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、総合的な施策を推進し、本市も自治会等による防犯活動や広報・啓発等、県と連携して対応しているところである。</p> <p>防犯カメラは、犯罪抑止及び発生時の迅速な対応に資する重要なインフラであり、整備の必要性が高まっている一方で、設置には多額の費用を要し、地域団体にとって大きな負担となることから、補助制度の整備が不可欠である。</p> <p>また、市内には、耐久性の低い鋼管ポール型防犯灯が多数存在しているが、老朽化等により災害時に倒壊して避難路や輸送路を塞ぐ危険性もあることから、更新が喫緊の課題となっている。災害時にも十分な照度を確保することは、安全・安心な生活環境を維持するために重要であり、県条例に基づく防犯上の指針においても求められている。</p>																																																																																						
	<p>【参考1】要望内容①：防犯カメラ設置促進に向けた補助財源の確保</p> <p>1 補助台数の拡充（令和7年度申請状況を加味して250台への引き上げを要望） 2 補助率について（2分の1補助を要望 ※令和7年度要望時同様、本市負担と同水準を要望）</p> <p>【要望事業費詳細】 <u>140千円×250台=35,000千円</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担者</th> <th>市</th> <th>うち県費</th> <th colspan="3">自治会町内会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>9/10</td> <td>市補助の1/2</td> <td colspan="3">1/10</td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td>上限28万円／台</td> <td>上限14万円／台</td> <td colspan="3">補助上限28万円を超える分は自治会町内会負担</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助実績</td> <td>85台</td> <td>66台</td> <td>122台</td> <td>127台</td> <td>243台※2</td> <td>250台 (予定)</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>2/5</td> <td>1/4</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3※3</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>補助上限 ※1</td> <td>県 市 計</td> <td>8万円 12万円 20万円</td> <td>4万円 12万円 16万円</td> <td>7万円 14万円 21万円</td> <td>7万円 14万円 21万円</td> <td>18万円 9万円 27万円</td> </tr> <tr> <td>自治会等負担額（概算）※1</td> <td></td> <td>10万円</td> <td>14万円</td> <td>9万円</td> <td>9万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13.5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13.5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>						負担者	市	うち県費	自治会町内会			補助率	9/10	市補助の1/2	1/10			補助上限	上限28万円／台	上限14万円／台	補助上限28万円を超える分は自治会町内会負担				R3	R4	R5	R6	R7	R8	補助実績	85台	66台	122台	127台	243台※2	250台 (予定)	県補助率	2/5	1/4	1/3	1/3	2/3※3	1/2	補助上限 ※1	県 市 計	8万円 12万円 20万円	4万円 12万円 16万円	7万円 14万円 21万円	7万円 14万円 21万円	18万円 9万円 27万円	自治会等負担額（概算）※1		10万円	14万円	9万円	9万円	3万円							13.5万円							13.5万円							27万円							3万円
負担者	市	うち県費	自治会町内会																																																																																				
補助率	9/10	市補助の1/2	1/10																																																																																				
補助上限	上限28万円／台	上限14万円／台	補助上限28万円を超える分は自治会町内会負担																																																																																				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																	
補助実績	85台	66台	122台	127台	243台※2	250台 (予定)																																																																																	
県補助率	2/5	1/4	1/3	1/3	2/3※3	1/2																																																																																	
補助上限 ※1	県 市 計	8万円 12万円 20万円	4万円 12万円 16万円	7万円 14万円 21万円	7万円 14万円 21万円	18万円 9万円 27万円																																																																																	
自治会等負担額（概算）※1		10万円	14万円	9万円	9万円	3万円																																																																																	
						13.5万円																																																																																	
						13.5万円																																																																																	
						27万円																																																																																	
						3万円																																																																																	
参考	<p>※1：防犯カメラ設置経費を30万円と試算（過年度平均） ※2：令和7年9月25日現在申請台数 ※3：国の臨時交付金を受けての補助率【県通知より】</p> <p>【参考2】要望内容②：防犯灯整備（設置及び更新）への財政支援制度の創設</p> <p>1 横浜市において鋼管ポール防犯灯を更新するための財政支援メニューの創設 2 自治会町内会において自治会町内会所有の鋼管ポール防犯灯の撤去・新設等のための財政支援メニューの創設</p> <p>【要望事業費詳細】 <u>合計 180,000千円</u></p> <p>(内訳) 20本(市・自治会各10本/区)×500千円(鋼管ポール/本)×18区(市全体)=180,000千円</p> <p>令和6年度末時点の設置数 (灯数)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>既設置数</td> <td>約181,000</td> </tr> <tr> <td>更新が必要な灯具</td> <td>約16,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和6年度の本市執行実績</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新規設置</td> <td>12,705千円</td> <td>電柱共架型264件、鋼管ポール型7件</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>24,839千円</td> <td>鋼管ポールの建替え25本、撤去185本、近くの電柱への灯具移設135本</td> </tr> </tbody> </table>						既設置数	約181,000	更新が必要な灯具	約16,000	新規設置	12,705千円	電柱共架型264件、鋼管ポール型7件	更新	24,839千円	鋼管ポールの建替え25本、撤去185本、近くの電柱への灯具移設135本																																																																							
既設置数	約181,000																																																																																						
更新が必要な灯具	約16,000																																																																																						
新規設置	12,705千円	電柱共架型264件、鋼管ポール型7件																																																																																					
更新	24,839千円	鋼管ポールの建替え25本、撤去185本、近くの電柱への灯具移設135本																																																																																					
担当	市民局地域支援部地域防犯支援課長 丹羽 仁志 Tel045-671-3705																																																																																						

◆事業推進要望

2 (9) 観光施策の推進に向けた支援

概要	事業費	612 百万円	要望額	179 百万円	県所管局	文化スポーツ観光局、教育局																																																								
	観光施策の推進による県内の経済活性化を図るために、次の2点を要望																																																													
	① 多様な主体の連携による観光施策の推進に向け、県市や相互のDMOによる「GREEN×EXPO 2027」を契機とした観光誘客のさらなる強化																																																													
	② 三溪園について、インバウンドを含めた県内の観光需要促進を見据えた国内外への発信に関する県と市の連携強化の継続、及び大規模修繕等に関する県費負担上限額の予算措置																																																													
背景	「GREEN×EXPO 2027」に合わせ、デスティネーションキャンペーンの県・市共同実施が決定。引き続き、県・市・DMOなどの多様な主体が参加する推進体制を構築していく必要がある。三溪園は、本市のみならず、県にとっても極めて重要な和の観光資源であり、県と市が連携を強化し、国内外への認知度向上と観光誘客の促進を図っていくことが必要である。また、三溪園を次世代に継承し、着実に観光誘客の促進を図るために、老朽化した重要文化財建造物等の計画的かつ着実な修繕が不可欠である。特に、令和8年度は、重要文化財2棟の修繕等の大規模な事業が予定されていることから、国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した残額のうち、1/3にあたる補助額の配分を確実に確保していただく必要がある。																																																													
参考	【参考1】県市の各観光関連計画における目標（観光消費額） ＜第5期神奈川県観光振興計画＞計画期間：令和5年度から令和8年度まで 県内総額（本市含む）令和8年：1兆1,707億円（令和5年実績：1兆2,374億円） ＜横浜市観光・MICE戦略＞計画期間：令和5年度から令和12年度まで 市内総額 令和12年：5,000億円（令和6年実績：4,564億円） 【参考2】三溪園来園者数の推移																																																													
	 																																																													
	【参考3】庭園建造物保存修理支援事業（三溪園） 過年度交付決定額・8年度交付必要額 〔単位：千円〕																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">令和7年度</th> <th rowspan="2">要求額</th> <th colspan="3">令和元～7年度の合計</th> </tr> <tr> <th>決定額（a）</th> <th>申請額（b）</th> <th>（a-b）</th> <th>決定額（a）</th> <th>申請額（b）</th> <th>（a-b）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>279,042</td> <td>279,042</td> <td>—</td> <td>352,251</td> <td>1,572,233</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国補助金※1</td> <td>160,221</td> <td>160,221</td> <td>—</td> <td>206,125</td> <td>876,907</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市補助金</td> <td>39,606</td> <td>39,606</td> <td>—</td> <td>48,708</td> <td>234,840</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三溪園保勝会</td> <td>53,794</td> <td>39,609</td> <td>14,185</td> <td>48,710</td> <td>324,004</td> <td>225,646</td> </tr> <tr> <td>県補助金※2</td> <td>25,421</td> <td>39,606</td> <td>▲14,185</td> <td>48,708</td> <td>136,482</td> <td>234,840</td> </tr> <tr> <td>県交付率（a/b×100）</td> <td colspan="3">64%</td> <td>—</td> <td colspan="3">59%</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年度			要求額	令和元～7年度の合計			決定額（a）	申請額（b）	（a-b）	決定額（a）	申請額（b）	（a-b）	事業費	279,042	279,042	—	352,251	1,572,233	—	国補助金※1	160,221	160,221	—	206,125	876,907	—	市補助金	39,606	39,606	—	48,708	234,840	—	三溪園保勝会	53,794	39,609	14,185	48,710	324,004	225,646	県補助金※2	25,421	39,606	▲14,185	48,708	136,482	234,840	県交付率（a/b×100）	64%			—	59%						
	令和7年度			要求額	令和元～7年度の合計																																																									
	決定額（a）	申請額（b）	（a-b）		決定額（a）	申請額（b）	（a-b）																																																							
事業費	279,042	279,042	—	352,251	1,572,233	—																																																								
国補助金※1	160,221	160,221	—	206,125	876,907	—																																																								
市補助金	39,606	39,606	—	48,708	234,840	—																																																								
三溪園保勝会	53,794	39,609	14,185	48,710	324,004	225,646																																																								
県補助金※2	25,421	39,606	▲14,185	48,708	136,482	234,840																																																								
県交付率（a/b×100）	64%			—	59%																																																									
	※1 補助率：国庫補助対象経費×1/2（7年度は建造物のみ65%）																																																													
	※2 補助率：国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額×1/3以内																																																													
担当	にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光MICE振興課担当課長 遠藤 美文 Tel045-671-4248 にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光MICE振興課担当課長 坂田 和行 Tel045-671-4233																																																													

◆事業推進要望

2 (10) 2050年までの脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

	事業費	一	要望額	一	県所管局	環境農政局							
概要	国は「地球温暖化対策推進法」で2050年までの脱炭素社会の実現を目指しており、県においても、「かながわ脱炭素ビジョン2050」や「神奈川の水素ビジョン」に基づく取組が行われていることを踏まえ、次の2点を要望												
	<p>① 水素等次世代エネルギー利用設備導入のための県市協調補助制度の創設</p> <p>② 電気バス導入補助件数の拡充や電気バス用EV急速充電設備整備費補助の継続など、電気バス普及促進に向けた県市協調補助の実施</p>												
背景	<p>令和7年2月18日に地球温暖化対策計画が閣議決定され、2035年度及び2040年度における温室効果ガス削減目標（2013年度比）がそれぞれ60%及び73%と掲げられた。また、その先の2050年までの脱炭素社会の実現を達成するためには、県と市が連携して脱炭素化の取組を加速していく必要がある。</p> <p>こうした中で、脱炭素社会の実現に不可欠な水素エネルギーの活用について、「水素社会」の実現を目指して県下の自治体が連携し、水素の安定調達や需要の創出に向けて取り組むことが重要である。また、電気バス導入にあたっては、ディーゼルバスと比較して費用負担が大きく、乗用車と比較して温室効果ガス排出量も多いため、次世代自動車への転換に向けて、県市協調して補助を実施することが必要である。</p>												
	<p>【参考1】水素等次世代エネルギー利用設備に対する支援のイメージ</p> <p>例) 2t都市ガスボイラーから水素ボイラー（45百万円と想定）に転換する場合の費用補助</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">県：1,000万円</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">市：1,000万円</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">事業者：2,500万円</td> </tr> </table> <p>※本市補助概要（令和6年度創設）</p> <p>補助対象経費：水素を燃料とする産業用設備（ボイラー、水素貯蔵タンク、脱水素装置等）の本体機器費</p> <p>補助率及び上限額：補助対象経費の1/2、設備一基あたり上限10百万円</p> <p>【参考2】県電気バス補助制度（令和7年度神奈川県事業用等EV導入費補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度要望額：750百万円（補助件数：50件、補助上限額：15百万円） ・令和7年度県事業費：626百万円、補助上限額：15百万円 <p>※県補助制度はバスの他にトラック等を含み、補助上限額は電気バスの場合</p> <p>【参考3】令和7年度における電気バスに対する補助イメージ</p> <p style="text-align: center;">（国産電気バス車両本体価格：6,580万円（税込））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">国※¹：2,895万円 (標準的なバスとの差額の2/3)</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">県※²：1,500万円 (補助対象経費の1/3)</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">横浜市：200万円 (補助対象経費から国と県の補助金を除く1/2)</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">事業者負担※³ 約2,000万円</td> </tr> </table> <p>※1 国補助：環境省 令和6年度補正予算「商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）」</p> <p>※2 県補助：令和7年度神奈川県事業用等EV導入費補助金</p> <p>※3 一般的なディーゼルバスの価格：約2,900万円（税込）</p>						県：1,000万円	市：1,000万円	事業者：2,500万円	国※ ¹ ：2,895万円 (標準的なバスとの差額の2/3)	県※ ² ：1,500万円 (補助対象経費の1/3)	横浜市：200万円 (補助対象経費から国と県の補助金を除く1/2)	事業者負担※ ³ 約2,000万円
県：1,000万円	市：1,000万円	事業者：2,500万円											
国※ ¹ ：2,895万円 (標準的なバスとの差額の2/3)	県※ ² ：1,500万円 (補助対象経費の1/3)	横浜市：200万円 (補助対象経費から国と県の補助金を除く1/2)	事業者負担※ ³ 約2,000万円										
担当	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部循環型社会推進課担当課長 飯塚 泰明 Tel:045-671-2666												

◆事業推進要望

2 (11) 循環型社会形成に資する財政的支援制度の創設に向けた国に対する要望の連携強化

【新規】【相模原】

概要	事業費	97 百万円	要望額	一	県所管局	環境農政局																							
	循環型社会の形成に資する焼却灰資源化の外部委託費に対する財政的支援制度の創設について、国に連携して働き掛けることを要望																												
背景	<p>本市では、循環型社会の形成をさらに進めていくため、サーキュラーエコノミーの推進をしてもなお発生する焼却灰の有効利用に取り組んでいく必要があると認識している。</p> <p>焼却灰資源化は土木資材としての再利用による経済的価値の創出につながり、循環型社会の形成に大きく寄与するほか、焼却灰の埋立量が削減されることにより、廃棄物最終処分場の延命化が図られ、中長期的なごみの安定処理にも資すると考えられる。</p> <p>しかし、焼却灰の資源化は、処理コストが高く、各自治体が単独で取り組むには財政的な負担に限界があり、本市においても、現状では年間約 500 トン程度しか資源化ができない現状となっている。</p> <p>神奈川県循環型社会づくり計画では、一般廃棄物の再生利用率の向上を目標に掲げ、市町村の取組支援を図ることとされており、焼却灰の資源化は、一般廃棄物の再生利用率の向上に資するのみならず、循環型社会形成にも資する重要な取組であることを鑑み、自治体が行う資源化処理委託に対する財政的支援制度の創設について、国に働き掛けることが必要。</p>																												
【参考 1】本市の焼却灰資源化実績																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源化量</td><td>830t (715 m³)</td><td>796t (686 m³)</td><td>986t (850 m³)</td><td>793t (683 m³)</td><td>565t (487 m³)</td></tr> <tr> <td>焼却灰発生量</td><td>124, 830t</td><td>121, 600t</td><td>118, 674t</td><td>115, 219t</td><td>110, 450t</td></tr> <tr> <td>資源化率</td><td>0. 66%</td><td>0. 65%</td><td>0. 83%</td><td>0. 69%</td><td>0. 51%</td></tr> </tbody> </table>							令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	資源化量	830t (715 m ³)	796t (686 m ³)	986t (850 m ³)	793t (683 m ³)	565t (487 m ³)	焼却灰発生量	124, 830t	121, 600t	118, 674t	115, 219t	110, 450t	資源化率	0. 66%	0. 65%	0. 83%	0. 69%	0. 51%
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																								
資源化量	830t (715 m ³)	796t (686 m ³)	986t (850 m ³)	793t (683 m ³)	565t (487 m ³)																								
焼却灰発生量	124, 830t	121, 600t	118, 674t	115, 219t	110, 450t																								
資源化率	0. 66%	0. 65%	0. 83%	0. 69%	0. 51%																								
【参考 2】焼却灰の資源化にかかるコスト推移																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度※</th><th>令和 4 年度※</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35, 750 円/t</td><td>34, 540 円/t 28, 600 円/t</td><td>28, 600 円/t 58, 289 円/t</td><td>29, 700 円/t</td><td>26, 927 円/t</td></tr> </tbody> </table>							令和 2 年度	令和 3 年度※	令和 4 年度※	令和 5 年度	令和 6 年度	35, 750 円/t	34, 540 円/t 28, 600 円/t	28, 600 円/t 58, 289 円/t	29, 700 円/t	26, 927 円/t													
令和 2 年度	令和 3 年度※	令和 4 年度※	令和 5 年度	令和 6 年度																									
35, 750 円/t	34, 540 円/t 28, 600 円/t	28, 600 円/t 58, 289 円/t	29, 700 円/t	26, 927 円/t																									
※令和 3 年度、4 年度は資源化処理委託を 2 回実施																													
【参考 3】神奈川県循環型社会づくり計画（令和 6 年 3 月改定）																													
<ul style="list-style-type: none"> 概要 神奈川県における循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、市町村、県が主体的、かつ相互に連携して取り組むための計画 期間 令和 6 年度から令和 12 年度までの 7 年間 目標 3 : 一般廃棄物の再生利用率 ※令和 3 年の再生利用率 : 24. 7% <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の再生利用率について目標値を設定 <令和 12 年度目標値> 28% 目標値を目指し、県民への普及啓発や市町村の取組支援を図る 																													
担当	資源循環局適正処理計画部施設課長 草刈 岳 Tel045-671-2527																												

◆事業推進要望

2 (12) 神奈川県内への医師育成のための市大医学部運営費の支援

概要	事業費 3,051 百万円 要望額 1,526 百万円 県所管局 健康医療局																																																										
	神奈川県の地域医療を支える医師を育成している横浜市立大学医学部に対して本市が負担している費用の応分の負担																																																										
背景	<p>市大医学部は、市内に限らず県内の医療機関に広く医師を派遣しており、地域医療の維持に大きく貢献している。</p> <p>市大医学部医学科の授業料等は、私立大学と比較して低廉であり、差額分及び私学に対する文部科学省からの補助金相当額は本市が負担しているが、公立大学の医学部にかかる経費は交付税措置の対象ではあるものの、十分に措置されていない。</p> <p>県においては、市大医学部医学科の地域枠定員の増員等も踏まえ、地域枠医師に対する費用負担や、市大の寄付講座設置に対して支援をいただいているが、医学部全体の医師養成経費としては、十分とは言えない状況である。</p>																																																										
	<p>【参考 1】医師育成のために本市が負担している経費</p> <p>①横浜市立大学と私立大学（平均）との授業料等の差額 2,047 百万円</p> <p>②私立大学等経常費補助金（文部科学省）基準による市大補助金相当額（試算）</p> <p>1,004 百万円（専任教員等給与費、教育研究経常費、専任職員給与費など）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><表①>授業料等の差額</th> <th>(百万円)</th> <th colspan="2"><表②>補助金相当額（試算）</th> <th>(百万円)</th> </tr> <tr> <th>医学部医学科</th> <th>市大 (A)</th> <th>私大平均 (B)</th> <th>差額 (B-A)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>323</td> <td>1,506</td> <td>1,183</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学金</td> <td>22</td> <td>125</td> <td>103</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備費</td> <td>17</td> <td>619</td> <td>602</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実験実習費</td> <td>16</td> <td>175</td> <td>159</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>378</td> <td>2,425</td> <td>2,047</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※学生数564人換算 (R4.5市大医学部医学科学生数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(1) 専任教員等給与費</th> <th>661</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 専任職員給与費</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>(3) 非常勤教員給与費</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>(4) 教職員福利厚生費</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>(5) 教育研究経常費</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>(6) 厚生補導費</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(7) 研究旅費</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,004</td> </tr> </tbody> </table>	<表①>授業料等の差額		(百万円)	<表②>補助金相当額（試算）		(百万円)	医学部医学科	市大 (A)	私大平均 (B)	差額 (B-A)			授業料	323	1,506	1,183			入学金	22	125	103			施設整備費	17	619	602			実験実習費	16	175	159			合計	378	2,425	2,047			(1) 専任教員等給与費	661	(2) 専任職員給与費	75	(3) 非常勤教員給与費	43	(4) 教職員福利厚生費	51	(5) 教育研究経常費	164	(6) 厚生補導費	1	(7) 研究旅費	8	合計	1,004
<表①>授業料等の差額		(百万円)	<表②>補助金相当額（試算）		(百万円)																																																						
医学部医学科	市大 (A)	私大平均 (B)	差額 (B-A)																																																								
授業料	323	1,506	1,183																																																								
入学金	22	125	103																																																								
施設整備費	17	619	602																																																								
実験実習費	16	175	159																																																								
合計	378	2,425	2,047																																																								
(1) 専任教員等給与費	661																																																										
(2) 専任職員給与費	75																																																										
(3) 非常勤教員給与費	43																																																										
(4) 教職員福利厚生費	51																																																										
(5) 教育研究経常費	164																																																										
(6) 厚生補導費	1																																																										
(7) 研究旅費	8																																																										
合計	1,004																																																										
参考	<p>【参考 2】横浜市立大学医師派遣の状況 (R7年4月時点)</p> <p>派遣医師の約 50% (48.1%) を県内病院（横浜市外、市内県立）に派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院数</th> <th>医師数・割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市内病院</td> <td>53</td> <td>933 43.6%</td> </tr> <tr> <td>神奈川県内病院（横浜市外、市内県立）</td> <td>55</td> <td>1,030 48.1%</td> </tr> <tr> <td>神奈川県外病院</td> <td>57</td> <td>179 8.4%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>165</td> <td>2,142 100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考 3】県への要望額</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師養成のための本市負担額 3,051 百万円（参考 1 ①2,047 百万円 + ②1,004 百万円） 県への要望額 1,526 百万円（3,051 百万円 × 1 / 2 ※） <p>※派遣医師の約 50% (48.1%) を県内病院（横浜市外、市内県立）に派遣（参考 2）</p>	区分	病院数	医師数・割合	横浜市内病院	53	933 43.6%	神奈川県内病院（横浜市外、市内県立）	55	1,030 48.1%	神奈川県外病院	57	179 8.4%	合計	165	2,142 100.0%																																											
区分	病院数	医師数・割合																																																									
横浜市内病院	53	933 43.6%																																																									
神奈川県内病院（横浜市外、市内県立）	55	1,030 48.1%																																																									
神奈川県外病院	57	179 8.4%																																																									
合計	165	2,142 100.0%																																																									
担当	総務局大学調整部大学調整課長 櫻井 智 Tel 045-671-4271 医療局医療政策部医療政策課長 新堀 大吾 Tel 045-671-2438																																																										

◆事業推進要望

2 (13) 医療・介護における提供体制の充実

【一部新規】

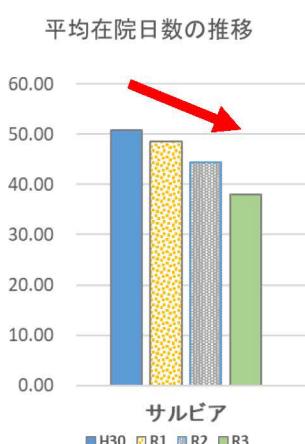
概要	事業費	970 百万円	要望額	857 百万円	県所管局	健康医療局・福祉子どもみらい局						
	超高齢社会の到来に備え、地域における医療及び介護の総合的な確保を目的とした地域医療介護総合確保基金等の活用による医療と介護の提供体制の確保・充実及び連携の推進											
【要望事業】												
I 地域医療介護連携ネットワーク利活用推進事業 事業費： 30 百万円 要望額： 30 百万円												
II 休床病床に関する療養環境整備支援施策の拡充 事業費： -百万円 要望額： -百万円												
III 救急医療機関における後方搬送連携の促進 事業費： -百万円 要望額： -百万円												
IV 看護職員の確保・定着に向けた中小規模病院の支援 事業費： 544 百万円 要望額： 544 百万円												
V 病院の建替えや改修等に伴う回復期等病床の維持・整備支援の拡充 事業費： -百万円 要望額： -百万円												
VI 産科医師人材確保支援事業 事業費： 67 百万円 要望額： 34 百万円												
VII 地域密着型特別養護老人ホーム及び介護医療院の整備推進 事業費： 162 百万円 要望額： 162 百万円												
VIII 介護人材の定着支援の推進 事業費： 16 百万円 要望額： 16 百万円												
IX 介護人材の積極的な確保策の推進 事業費： 151 百万円 要望額： 71 百万円												

◆事業推進要望

I 地域医療介護連携ネットワーク利活用推進事業

【新規】

概要	事業費	30 百万円	要望額	30 百万円	県所管局	健康医療局						
	高齢化による医療需要増加や生産年齢人口の減少を見据え、「地域医療介護連携ネットワーク」のさらなる推進のため、次の2点の補助制度の創設を要望											
	① 地域医療介護連携ネットワーク利活用推進に向けた補助 ② 市民の理解啓発の取組にかかる費用の補助											
背景	<p>2040 年に向けて、医療・介護機関等の連携により効率的で質の高い医療・介護サービスを提供する体制構築が急務であり、ICT を活用して医療・介護機関が保有する患者情報を共有・連携する「地域医療介護連携ネットワーク」について、県内では、市東部方面に「サルビアねっと」、横須賀・三浦医療圏に「さくらネット」が構築されている。</p> <p>今後、医療・介護従事者の多職種連携をより一層推進し、地域完結型医療を実現するためには、エリア拡大、活発な利活用、登録者増が重要となるが、現在、地域医療介護総合確保基金により補助される各施設への導入時費用に加えて、導入後の利活用や登録者増の取組を支援することが必要。</p>											
<p>【参考1】「サルビアねっと」概要</p> <p>平成 31 年 3 月に開始された、市東部方面（鶴見区・港北区・神奈川区）の医療機関・介護施設等で情報共有をするネットワーク。</p> <p>参加施設数：240 施設、登録者数：22,147 人（令和 7 年 9 月 1 日時点）</p>												
<p>【参考2】「サルビアねっと」参加住民のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬の副作用履歴やアレルギー情報など、過去の処方箋から安心できる処方が受けられる。 ・転院した場合に、過去の診療内容や検査結果が共有される。 ・医療機関から介護施設、または介護施設から医療機関の往来の情報共有が可能なため、途切れのない診療や介護が受けられる。 												
<p>【参考3】「サルビアねっと」導入効果</p> <p>「サルビアねっと」に参加している病院施設の在院日数は、減少傾向である。退院サマリー等の連携による入退院調整の効率化等により、「サルビアねっと」が在院日数の短縮化に寄与していると推測できる。（令和 7 年度第 1 回横浜地域医療構想調整会議資料 3 より抜粋）</p>												
参考	H30	対象	平均在院日数			合計	前年比増減日数					
年度	高度急性期		急性期	回復期								
★サルビア	4.82	12.23	33.79	50.84								
全県	6.42	8.79	35.87	51.08								
横浜	6.82	9.08	37.59	53.49								
R1	★サルビア	4.93	10.54	33.10	48.57	-2.27						
	全県	6.09	8.59	36.22	50.90	-0.18						
	横浜	5.89	8.40	37.30	51.60	-1.89						
R2	★サルビア	5.88	8.67	29.92	44.47	-4.10						
	全県	6.58	8.89	34.63	50.09	-0.81						
	横浜	6.47	8.65	35.91	51.02	-0.58						
R3	★サルビア	4.38	6.70	26.92	38.00	-6.47						
	全県	5.93	8.95	38.42	53.30	3.21						
	横浜	6.44	8.73	38.35	53.52	2.50						
担当	医療局地域医療部地域医療課担当課長 岩崎 雄介 Tel045-671-4813											



◆事業推進要望

II 休床病床に関する療養環境整備支援施策の拡充

【新規】

概要	事業費	一	要望額	一	県所管局	健康医療局																																																																																			
	既存病床における休床病床の有効活用を進めるため、病床の療養環境整備に係る改修費補助制度の創設を要望																																																																																								
背景	物価高騰や人材不足(※)により、新たな病床整備が困難な状況が続いている中、既存病床としてカウントされているものの、実際には使用されていない「休床」が各医療機関に存在している。県が令和7年5月に実施した実態把握調査においては、横浜医療圏においても14医療機関で254床、県域全体でも37医療機関で1,054床が休床となっていることが確認されている。 これらの病床を再稼働させることは、地域医療構想に基づく医療提供体制の確保に直結する重要な取組であり、今後の医療需要の増加に対応するには、既存病床の有効活用が不可欠。 ※ 別途「IV 看護職員の確保・定着に向けた中小規模病院の支援」で要望																																																																																								
	【参考1】回復期病床等転換整備費補助事業の単価 6,610千円（要望における改修1床あたりの補助単価）																																																																																								
	【参考2】本市における休床病床の状況について 休床病床については、人材不足により稼働できない病床のほか、構造上・運用上の理由により、十分な機能を果たせず、結果的に休床を余儀なくされている病床が存在。 <ul style="list-style-type: none">・昨今の感染症対応による病室や動線分離の必要性・多床室運用におけるプライバシーや個別疾患等への配慮・高齢化に伴うストレッチャーや車椅子対応等、療養環境の不備																																																																																								
参考	【参考3】非稼働病床調査の結果 (令和7年5月に実施した神奈川県の非稼働病棟の実態把握調査より) ○ 今回調査実施時に使用した令和6年度病床機能報告（速報値）のローデータ（ 令和7年5月時点 ）における休棟中の回答数等については表の通りであった。																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">二次保健医療圏</th> <th colspan="2">休棟中（再開予定）</th> <th colspan="2">休棟中（廃止予定）</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>医療機関数</th> <th>病床数</th> <th>医療機関数</th> <th>病床数</th> <th>医療機関数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜</td> <td>9</td> <td>241</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>川崎北部</td> <td>2</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>川崎南部</td> <td>4</td> <td>46</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>相模原</td> <td>2</td> <td>94</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>横須賀・三浦</td> <td>3</td> <td>195</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>湘南東部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>湘南西部</td> <td>5</td> <td>353</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>1</td> <td>32</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27</td> <td>988</td> <td>10</td> <td>66</td> <td>37</td> <td>1,054</td> </tr> </tbody> </table>	二次保健医療圏	休棟中（再開予定）		休棟中（廃止予定）		計		医療機関数	病床数	医療機関数	病床数	医療機関数	病床数	横浜	9	241	5	13	14	254	川崎北部	2	19	2	20	4	39	川崎南部	4	46	0	0	4	46	相模原	2	94	0	0	2	94	横須賀・三浦	3	195	0	0	3	195	湘南東部	0	0	2	14	2	14	湘南西部	5	353	0	0	5	353	県央	1	8	0	0	1	8	県西	1	32	1	19	2	51	計	27	988	10	66	37	1,054					
二次保健医療圏	休棟中（再開予定）		休棟中（廃止予定）		計																																																																																				
	医療機関数	病床数	医療機関数	病床数	医療機関数	病床数																																																																																			
横浜	9	241	5	13	14	254																																																																																			
川崎北部	2	19	2	20	4	39																																																																																			
川崎南部	4	46	0	0	4	46																																																																																			
相模原	2	94	0	0	2	94																																																																																			
横須賀・三浦	3	195	0	0	3	195																																																																																			
湘南東部	0	0	2	14	2	14																																																																																			
湘南西部	5	353	0	0	5	353																																																																																			
県央	1	8	0	0	1	8																																																																																			
県西	1	32	1	19	2	51																																																																																			
計	27	988	10	66	37	1,054																																																																																			
担当	医療局地域医療部地域医療課担当課長 岩崎 雄介 Tel045-671-4813																																																																																								

◆事業推進要望

III 救急医療機関における後方搬送連携の促進

【新規】

	事業費	一	要望額	一	県所管局	健康医療局																																																																																				
地域完結型の医療提供体制の構築を進めていく必要があることから、救急医療機関における後方搬送連携の促進に向け、次の2点を要望																																																																																										
<p>① 地域医療介護総合確保基金の新規メニュー創設に係る国への要望の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院間で受入れ協議をする場合に必要となる人件費等への補助 医療従事者および患者・家族に対して、市町村が行う啓発事業への補助 地域医療介護連携ネットワークの機能を活用した転院調整システムの構築費への補助 <p>② 国の医療提供体制推進事業費補助金を活用した県での支援事業の実施</p>																																																																																										
<p>今後の高齢化の進展に伴って、医療・介護の複合ニーズを有する高齢者の救急患者の増加が見込まれているが、今後の生産年齢人口（医療従事者）の減少等を考慮すると、時間外の高齢者救急患者については、ある程度人員配置が手厚い急性期病院で受けざるを得ないと考える。</p> <p>一方、高齢者の入院期間は長期化する傾向にあることから、救急搬送件数が増加した場合、救急患者を受け入れる病床が不足する恐れがある。</p> <p>今後の医療需要の増加に対応するためには、急性期病院で一定の治療（検査）を終えた患者について、後方病院への連携搬送（医療機関・介護保険施設等における役割分担）等が重要。</p>																																																																																										
<p>【参考1】横浜市地域医療検討会の実施</p> <p>本市では2040年に向けた医療提供体制を構築するため、国の議論と並行して、市内7方面で地域の医療・介護関係者による検討を進めており、今後、増加が見込まれる高齢者救急への対応についても検討内容の一つとしている。</p> <p>【参考2】本市消防機関の救急車における転院搬送の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急に処置が必要であること 要請元医療機関において治療が困難であること 消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できること <p>※緊急性のない転院搬送は、医療機関所有の救急車、タクシー又は民間の患者搬送車等を利用</p>																																																																																										
<p>【参考3】横浜市における救急搬送人員・高齢者割合の推移（直近10年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2014 (H26)</th> <th>2015 (H27)</th> <th>2016 (H28)</th> <th>2017 (H29)</th> <th>2018 (H30)</th> <th>2019 (R元)</th> <th>2020 (R2)</th> <th>2021 (R3)</th> <th>2022 (R4)</th> <th>2023 (R5)</th> <th>2024 (R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生児・乳幼児</td> <td>9,226</td> <td>8,760</td> <td>11,196</td> <td>11,279</td> <td>11,388</td> <td>12,826</td> <td>8,824</td> <td>10,984</td> <td>14,116</td> <td>15,868</td> <td>12,882</td> </tr> <tr> <td>少年</td> <td>5,420</td> <td>5,149</td> <td>5,867</td> <td>6,068</td> <td>6,069</td> <td>6,678</td> <td>4,887</td> <td>5,383</td> <td>7,129</td> <td>8,002</td> <td>7,834</td> </tr> <tr> <td>成人</td> <td>55,980</td> <td>55,365</td> <td>57,522</td> <td>56,912</td> <td>59,358</td> <td>60,526</td> <td>56,349</td> <td>58,953</td> <td>62,632</td> <td>65,961</td> <td>65,407</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>82,804</td> <td>85,934</td> <td>89,227</td> <td>94,256</td> <td>99,257</td> <td>102,616</td> <td>94,024</td> <td>95,701</td> <td>108,296</td> <td>115,138</td> <td>121,349</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>153,430</td> <td>155,208</td> <td>163,812</td> <td>168,515</td> <td>176,072</td> <td>182,646</td> <td>164,084</td> <td>171,021</td> <td>192,173</td> <td>204,969</td> <td>207,472</td> </tr> <tr> <td>(高齢者割合)</td> <td>53.97%</td> <td>55.37%</td> <td>54.47%</td> <td>55.93%</td> <td>56.37%</td> <td>56.18%</td> <td>57.30%</td> <td>55.96%</td> <td>56.35%</td> <td>56.17%</td> <td>58.49%</td> </tr> </tbody> </table>							2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	新生児・乳幼児	9,226	8,760	11,196	11,279	11,388	12,826	8,824	10,984	14,116	15,868	12,882	少年	5,420	5,149	5,867	6,068	6,069	6,678	4,887	5,383	7,129	8,002	7,834	成人	55,980	55,365	57,522	56,912	59,358	60,526	56,349	58,953	62,632	65,961	65,407	高齢者	82,804	85,934	89,227	94,256	99,257	102,616	94,024	95,701	108,296	115,138	121,349	合計	153,430	155,208	163,812	168,515	176,072	182,646	164,084	171,021	192,173	204,969	207,472	(高齢者割合)	53.97%	55.37%	54.47%	55.93%	56.37%	56.18%	57.30%	55.96%	56.35%	56.17%	58.49%	
	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)																																																																															
新生児・乳幼児	9,226	8,760	11,196	11,279	11,388	12,826	8,824	10,984	14,116	15,868	12,882																																																																															
少年	5,420	5,149	5,867	6,068	6,069	6,678	4,887	5,383	7,129	8,002	7,834																																																																															
成人	55,980	55,365	57,522	56,912	59,358	60,526	56,349	58,953	62,632	65,961	65,407																																																																															
高齢者	82,804	85,934	89,227	94,256	99,257	102,616	94,024	95,701	108,296	115,138	121,349																																																																															
合計	153,430	155,208	163,812	168,515	176,072	182,646	164,084	171,021	192,173	204,969	207,472																																																																															
(高齢者割合)	53.97%	55.37%	54.47%	55.93%	56.37%	56.18%	57.30%	55.96%	56.35%	56.17%	58.49%																																																																															
<p>【参考4】令和6年度診療報酬改定で新設された「救急患者連携搬送料」</p> <p>三次救急医療機関等に救急搬送された患者について、連携する他の医療機関でも対応が可能と判断する場合に、連携する他の医療機関に看護師等が同乗の上で転院搬送する場合の評価を新設。</p>																																																																																										
担当	医療局地域医療部救急・災害医療課担当課長 濱井 俊充 Tel045-671-4817																																																																																									

◆事業推進要望

IV 看護職員の確保・定着に向けた中小規模病院の支援

【新規】

概要	事業費	544 百万円	要望額	544 百万円	県所管局	健康医療局																									
	看護職員の確保と定着を促進するため、次の2点を要望																														
	① 看護師採用に係る経費や、定着奨励金等の補助 ② 外国人看護補助者の受入に係る費用の補助																														
背景	<p>地域医療構想において、横浜市における病床は高度急性期及び急性期は将来も充足が見込まれる一方で、回復期及び慢性期は今後不足が見込まれており、これらの病床を持つ病院のうち約8割を占める中小規模病院（300床未満）における看護職員の確保・定着が重要になる。</p> <p>神奈川県及び横浜市における看護師数は増加しているものの、横浜市が実施する「看護職員確保等に関する調査（令和5年度分）」において、採用実績が採用目標数に届かない中小規模病院は半数程度だった。また、中小規模病院の常勤看護師退職者のうち、約半数程度が入職後3年以内の職員であった。さらに、本市における看護補助者の総数3,273人のうち、外国人看護補助者が119人を占めていた。</p> <p>今後の医療提供体制の維持のために、中小規模病院における看護職員採用を支援し、新規看護職員の確保と、現在働く職員の定着を促進する必要がある。</p>																														
	<p>【参考1】人口10万人あたり看護師数（令和6年末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県の人口10万人あたり看護師数は、全国平均を下回る状況が続いている ・最新の令和6年末時点では、全国順位を前年度から1つ下げ46位となっている <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人口10万人あたり看護師数</th> <th>全国順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>1101.1人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>836.7人</td> <td>46位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「令和6年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」（厚生労働省）より</p>							区分	人口10万人あたり看護師数	全国順位	全国	1101.1人	—	神奈川県	836.7人	46位															
区分	人口10万人あたり看護師数	全国順位																													
全国	1101.1人	—																													
神奈川県	836.7人	46位																													
<p>【参考2】採用に不足が生じている中小規模病院数（令和5年度中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・68病院のうち、約半数の48.5%が看護師の採用目標数に採用実績が届かなかった <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回答病院数</th> <th>不足あり</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300床未満（全100病院）</td> <td>68病院</td> <td>33病院</td> <td>48.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「看護職員等の確保に関するアンケート調査（令和5年度分）」より</p>							区分	回答病院数	不足あり	割合	300床未満（全100病院）	68病院	33病院	48.5%																	
区分	回答病院数	不足あり	割合																												
300床未満（全100病院）	68病院	33病院	48.5%																												
参考	<p>【参考3】業務従事者届に基づく看護職員※数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県、横浜市とともに看護職員数は増加しているが、本市では採用未達の病院が半数程度存在し、3年以内の退職者も多いことから、【参考4】の指標達成に向けた懸念がある <p>※看護師、准看護師、保健師、助産師</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">神奈川県</th> <th colspan="2">横浜市</th> </tr> <tr> <th>実人数</th> <th>前年比</th> <th>実人数</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30.12.31</td> <td>80,815</td> <td>106.0%</td> <td>32,667</td> <td>104.7%</td> </tr> <tr> <td>R2.12.31</td> <td>86,360</td> <td>106.9%</td> <td>34,863</td> <td>106.7%</td> </tr> <tr> <td>R4.12.31</td> <td>87,768</td> <td>101.6%</td> <td>35,939</td> <td>103.1%</td> </tr> </tbody> </table>							区分	神奈川県		横浜市		実人数	前年比	実人数	前年比	H30.12.31	80,815	106.0%	32,667	104.7%	R2.12.31	86,360	106.9%	34,863	106.7%	R4.12.31	87,768	101.6%	35,939	103.1%
区分	神奈川県		横浜市																												
	実人数	前年比	実人数	前年比																											
H30.12.31	80,815	106.0%	32,667	104.7%																											
R2.12.31	86,360	106.9%	34,863	106.7%																											
R4.12.31	87,768	101.6%	35,939	103.1%																											
<p>【参考4】第8次神奈川県保健医療計画（令和5年度策定）における指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業看護職員数 全県：97,038人 横浜：39,682人（令和11年度目標値） 																															
担当 医療局地域医療部地域医療課長 田口 真希 Tel 045-671-4819																															

◆事業推進要望

V 病院の建替えや改修等に伴う回復期等病床の維持・整備支援の拡充

概要	事業費	一	要望額	一	県所管局	健康医療局																																																																															
	回復期・慢性期を担う既存病床の維持及び機能強化のため、建替え・改修を支援する整備事業の創設について、国への要望の連携																																																																																				
背景	<p>横浜市では、2040 年には高齢化率が約 32.6%、2047 年には約 35%に達すると推計されており、今後の医療需要の増加が見込まれている。</p> <p>特に、回復期・慢性期の医療ニーズが高まる中、病床数は不足している。さらに、既存病床の約 30%が築 40 年以上経過しており、老朽化による医業継続に深刻な課題を抱えている。</p> <p>また、都市部である神奈川県においては、地方と比較して地価や建設費（人件費）が高い一方で、病院の収入である診療報酬は全国一律であるため、経営的な観点から病床の再整備が進みにくい状況にあり、老朽化・狭隘化の問題に加え、耐震性・感染症対策・バリアフリー対応など必要な処置を講ずることが難しい状況にある。</p>																																																																																				
<p>【参考 1】地域医療介護総合確保基金における回復期病床等転換施設整備費補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th><th>現行の補助単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築・増改築、改築（転換）</td><td>1床あたり6,610千円</td></tr> <tr> <td>改修（増床）</td><td>1床あたり4,616千円</td></tr> <tr> <td>建て替えに伴う既存病床分</td><td>補助制度なし <要望単価> 1床あたり6,610千円</td></tr> </tbody> </table>							補助対象	現行の補助単価	新築・増改築、改築（転換）	1床あたり6,610千円	改修（増床）	1床あたり4,616千円	建て替えに伴う既存病床分	補助制度なし <要望単価> 1床あたり6,610千円																																																																							
補助対象	現行の補助単価																																																																																				
新築・増改築、改築（転換）	1床あたり6,610千円																																																																																				
改修（増床）	1床あたり4,616千円																																																																																				
建て替えに伴う既存病床分	補助制度なし <要望単価> 1床あたり6,610千円																																																																																				
<p>【参考 2】市内病院における築年数別病床数（令和 6 年度病床機能報告より）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内回復期病床のうち築 40 年以上 419 床 (11.4%)、築 30 年以上 1,176 床 (32.1%) 市内慢性期病床のうち築 40 年以上 832 床 (19.7%)、築 30 年以上 1,411 床 (33.4%) <p>□築年数別・機能別病床数 (R6病床機能報告より)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>築60年以上 ～1965</th><th>築50年以上 ～1975</th><th>築40年以上 ～1985</th><th>築30年以上 ～1995</th><th>築20年以上 ～2005</th><th>築10年以上 ～2015</th><th>築10年未満</th><th>築40年以上 ～(～1985年)</th><th>築30年以上 ～(～1995年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度急性期</td><td>3585 100.0%</td><td>6 0.2%</td><td>112 3.1%</td><td>379 10.6%</td><td>950 26.5%</td><td>541 15.1%</td><td>971 27.1%</td><td>599 16.7%</td><td>497 13.9%</td><td>1447 40.4%</td></tr> <tr> <td>急性期</td><td>10983 100.0%</td><td>232 2.1%</td><td>975 8.9%</td><td>1436 13.1%</td><td>2927 26.7%</td><td>2498 22.7%</td><td>1397 12.7%</td><td>821 7.5%</td><td>2643 24.1%</td><td>5570 50.7%</td></tr> <tr> <td>回復期</td><td>3664 100.0%</td><td>139 3.8%</td><td>143 3.9%</td><td>137 3.7%</td><td>757 20.7%</td><td>643 17.5%</td><td>778 21.2%</td><td>759 20.7%</td><td>419 11.4%</td><td>1176 32.1%</td></tr> <tr> <td>慢性期</td><td>4227 100.0%</td><td>49 1.2%</td><td>132 3.1%</td><td>651 15.4%</td><td>579 13.7%</td><td>841 19.9%</td><td>849 20.1%</td><td>447 10.6%</td><td>832 19.7%</td><td>1411 33.4%</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>22459 100.0%</td><td>426 1.9%</td><td>1362 6.1%</td><td>2603 11.6%</td><td>5213 23.2%</td><td>4523 20.1%</td><td>3995 17.8%</td><td>2626 11.7%</td><td>4391 19.6%</td><td>9604 42.8%</td></tr> </tbody> </table>								築60年以上 ～1965	築50年以上 ～1975	築40年以上 ～1985	築30年以上 ～1995	築20年以上 ～2005	築10年以上 ～2015	築10年未満	築40年以上 ～(～1985年)	築30年以上 ～(～1995年)	高度急性期	3585 100.0%	6 0.2%	112 3.1%	379 10.6%	950 26.5%	541 15.1%	971 27.1%	599 16.7%	497 13.9%	1447 40.4%	急性期	10983 100.0%	232 2.1%	975 8.9%	1436 13.1%	2927 26.7%	2498 22.7%	1397 12.7%	821 7.5%	2643 24.1%	5570 50.7%	回復期	3664 100.0%	139 3.8%	143 3.9%	137 3.7%	757 20.7%	643 17.5%	778 21.2%	759 20.7%	419 11.4%	1176 32.1%	慢性期	4227 100.0%	49 1.2%	132 3.1%	651 15.4%	579 13.7%	841 19.9%	849 20.1%	447 10.6%	832 19.7%	1411 33.4%	合計	22459 100.0%	426 1.9%	1362 6.1%	2603 11.6%	5213 23.2%	4523 20.1%	3995 17.8%	2626 11.7%	4391 19.6%	9604 42.8%														
	築60年以上 ～1965	築50年以上 ～1975	築40年以上 ～1985	築30年以上 ～1995	築20年以上 ～2005	築10年以上 ～2015	築10年未満	築40年以上 ～(～1985年)	築30年以上 ～(～1995年)																																																																												
高度急性期	3585 100.0%	6 0.2%	112 3.1%	379 10.6%	950 26.5%	541 15.1%	971 27.1%	599 16.7%	497 13.9%	1447 40.4%																																																																											
急性期	10983 100.0%	232 2.1%	975 8.9%	1436 13.1%	2927 26.7%	2498 22.7%	1397 12.7%	821 7.5%	2643 24.1%	5570 50.7%																																																																											
回復期	3664 100.0%	139 3.8%	143 3.9%	137 3.7%	757 20.7%	643 17.5%	778 21.2%	759 20.7%	419 11.4%	1176 32.1%																																																																											
慢性期	4227 100.0%	49 1.2%	132 3.1%	651 15.4%	579 13.7%	841 19.9%	849 20.1%	447 10.6%	832 19.7%	1411 33.4%																																																																											
合計	22459 100.0%	426 1.9%	1362 6.1%	2603 11.6%	5213 23.2%	4523 20.1%	3995 17.8%	2626 11.7%	4391 19.6%	9604 42.8%																																																																											
参考	<p>【参考 3】建築費の推移</p> <p>(出典: WAM リサーチレポート「2024 年度 福祉・医療費の建設費について」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平米単価: 27.5 万円/m² (2014 年) → 44.2 万円/m² (2024 年) ※1.61 倍 定員 1 人あたり建設費: 1,574 万円/人 (2014 年) → 2,566 万円/人 (2024 年) ※1.63 倍 <p>(図表 9) 病院および老健の平米単価の推移</p> <p>単位: 千円</p> <table border="1"> <caption>病院および老健の平米単価の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>病院 (千円)</th> <th>老健 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>239</td><td>225</td></tr> <tr><td>2014</td><td>275</td><td>248</td></tr> <tr><td>2015</td><td>301</td><td>269</td></tr> <tr><td>2016</td><td>346</td><td>291</td></tr> <tr><td>2017</td><td>347</td><td>273</td></tr> <tr><td>2018</td><td>365</td><td>312</td></tr> <tr><td>2019</td><td>392</td><td>338</td></tr> <tr><td>2020</td><td>370</td><td>313</td></tr> <tr><td>2021</td><td>423</td><td>334</td></tr> <tr><td>2022</td><td>409</td><td>312</td></tr> <tr><td>2023</td><td>411</td><td></td></tr> <tr><td>2024</td><td>442</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(図表 11) 病院および老健の定員 1 人当たり建設費の推移</p> <p>単位: 千円</p> <table border="1"> <caption>病院および老健の定員 1 人当たり建設費の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>病院 (千円)</th> <th>老健 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>14,394</td><td>10,102</td></tr> <tr><td>2014</td><td>15,743</td><td>12,117</td></tr> <tr><td>2015</td><td>15,665</td><td>12,425</td></tr> <tr><td>2016</td><td>17,468</td><td>13,477</td></tr> <tr><td>2017</td><td>18,084</td><td>12,683</td></tr> <tr><td>2018</td><td>19,717</td><td>12,992</td></tr> <tr><td>2019</td><td>21,296</td><td>16,335</td></tr> <tr><td>2020</td><td>21,844</td><td>14,629</td></tr> <tr><td>2021</td><td>24,348</td><td>14,935</td></tr> <tr><td>2022</td><td>22,461</td><td>12,940</td></tr> <tr><td>2023</td><td>23,872</td><td></td></tr> <tr><td>2024</td><td>25,656</td><td></td></tr> </tbody> </table>							年度	病院 (千円)	老健 (千円)	2013	239	225	2014	275	248	2015	301	269	2016	346	291	2017	347	273	2018	365	312	2019	392	338	2020	370	313	2021	423	334	2022	409	312	2023	411		2024	442		年度	病院 (千円)	老健 (千円)	2013	14,394	10,102	2014	15,743	12,117	2015	15,665	12,425	2016	17,468	13,477	2017	18,084	12,683	2018	19,717	12,992	2019	21,296	16,335	2020	21,844	14,629	2021	24,348	14,935	2022	22,461	12,940	2023	23,872		2024	25,656	
年度	病院 (千円)	老健 (千円)																																																																																			
2013	239	225																																																																																			
2014	275	248																																																																																			
2015	301	269																																																																																			
2016	346	291																																																																																			
2017	347	273																																																																																			
2018	365	312																																																																																			
2019	392	338																																																																																			
2020	370	313																																																																																			
2021	423	334																																																																																			
2022	409	312																																																																																			
2023	411																																																																																				
2024	442																																																																																				
年度	病院 (千円)	老健 (千円)																																																																																			
2013	14,394	10,102																																																																																			
2014	15,743	12,117																																																																																			
2015	15,665	12,425																																																																																			
2016	17,468	13,477																																																																																			
2017	18,084	12,683																																																																																			
2018	19,717	12,992																																																																																			
2019	21,296	16,335																																																																																			
2020	21,844	14,629																																																																																			
2021	24,348	14,935																																																																																			
2022	22,461	12,940																																																																																			
2023	23,872																																																																																				
2024	25,656																																																																																				
担当	医療局地域医療部地域医療課担当課長 岩崎 雄介 Tel045-671-4813																																																																																				

◆事業推進要望

VI 産科医師人材確保支援事業

概要	事業費	67 百万円	要望額	34 百万円	県所管局	健康医療局																																								
	安全・安心に妊娠・出産ができる環境を維持していくため、次の3点の補助制度の創設を要望																																													
	① 分娩を取り扱う医療機関における産科医師の確保のための補助金																																													
	② 産科医師等の当直業務の負担軽減を図るための補助金																																													
	③ 医師の緊急出務に要する費用の補助制度																																													
背景	<p>分娩取扱施設においては、オンコールや宿日直対応などを含め24時間の分娩対応が必須であり、当直業務等が負担となっている。特に、県内及び市内分娩取扱施設数が減少傾向にある中においては、適切な医療が受けられ、安全・安心に妊娠・出産ができる環境を維持していくことが重要である。</p> <p>そのためには、現行の地域医療介護総合確保基金による分娩手当等への補助に加えて、分娩を取り扱う医療機関及び医療機関に勤務する産科医師の負担軽減や安定した勤務体制を確保するための支援が必要である。</p>																																													
参考	<p>【参考1】本市及び県が実施する産科医師等人材確保支援事業</p> <p>本市事業は分娩取扱施設特有の医師の負担軽減のための支援を趣旨としている一方で、県事業は勤務医の働き方や将来的な人材確保等への支援が中心となっている。分娩取扱施設の維持・確保にさらなる支援が必要。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>制度概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本市事業</td> <td>産科医師確保費</td> <td>(1)常勤医師10人以上確保・年間分娩取扱800件以上の病院に600万円を補助 (2)常勤換算医師2人以上確保・年間分娩取扱160件以上の病院・診療所に120万円を補助</td> </tr> <tr> <td>当直体制確保補助</td> <td>次の医師の代替として勤務する非常勤医師等の当直人件費を1回5万円を上限に補助 (1)妊娠・子育てや介護事由で当直免除の常勤医師等 (2)診療所の常勤医師</td> </tr> <tr> <td>緊急出務費補助</td> <td>分娩にかかる救急患者の対応として通常勤務の医師に加え緊急に医師を呼び出して出務させた場合の人件費を1人につき1回3万円を上限に補助</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県事業</td> <td>産科医師等分娩手当補助事業</td> <td>病院、診療所、助産所の勤務医に支給される分娩取扱件数に応じた手当について 分娩1件につき1万円を上限に年間分娩件数を乗じた金額の1/3を補助</td> </tr> <tr> <td>勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助</td> <td>勤務医の業務効率化や勤務環境改善に取組む医療機関に対し、タスクシェア等に伴う医療専門職雇用等に係る経費等を133千円に病床数を乗じた金額を基準に補助</td> </tr> <tr> <td>産科等を希望する学生を対象とした修学資金の貸付け</td> <td>将来、県内で一定期間以上、医師の確保を特に図るべき区域等において業務に従事する意思を有する県内出身者への修学費用月額10万円を貸付</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考2】県内及び市内分娩取扱施設数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>減少率(%) (R6-R2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内分娩取扱施設数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>54</td> <td>53</td> <td>▲3.6</td> </tr> <tr> <td>県内市外分娩取扱施設数</td> <td>87</td> <td>86</td> <td>82</td> <td>76</td> <td>78</td> <td>▲10.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考3】神奈川県保健医療計画（第8次 令和6年度～令和11年度）[抜粋]</p> <p>(8) 安心して出産できる環境の整備</p> <p>○今後、ローリスクな患者に対応する分娩取扱施設については、少子化の影響によって施設数が減少しないよう、分娩取扱施設の現状把握に努め、少子化の中でも県民が居住地を問わず、安心して出産ができるよう、対応を検討する必要があります。</p>	名称		制度概要	本市事業	産科医師確保費	(1)常勤医師10人以上確保・年間分娩取扱800件以上の病院に600万円を補助 (2)常勤換算医師2人以上確保・年間分娩取扱160件以上の病院・診療所に120万円を補助	当直体制確保補助	次の医師の代替として勤務する非常勤医師等の当直人件費を1回5万円を上限に補助 (1)妊娠・子育てや介護事由で当直免除の常勤医師等 (2)診療所の常勤医師	緊急出務費補助	分娩にかかる救急患者の対応として通常勤務の医師に加え緊急に医師を呼び出して出務させた場合の人件費を1人につき1回3万円を上限に補助	県事業	産科医師等分娩手当補助事業	病院、診療所、助産所の勤務医に支給される分娩取扱件数に応じた手当について 分娩1件につき1万円を上限に年間分娩件数を乗じた金額の1/3を補助	勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助	勤務医の業務効率化や勤務環境改善に取組む医療機関に対し、タスクシェア等に伴う医療専門職雇用等に係る経費等を133千円に病床数を乗じた金額を基準に補助	産科等を希望する学生を対象とした修学資金の貸付け	将来、県内で一定期間以上、医師の確保を特に図るべき区域等において業務に従事する意思を有する県内出身者への修学費用月額10万円を貸付		R2	R3	R4	R5	R6	減少率(%) (R6-R2)	市内分娩取扱施設数	55	55	56	54	53	▲3.6	県内市外分娩取扱施設数	87	86	82	76	78	▲10.3	担当	医療局地域医療部地域医療課担当課長 岩崎 雄介 Tel045-671-2993					
名称		制度概要																																												
本市事業	産科医師確保費	(1)常勤医師10人以上確保・年間分娩取扱800件以上の病院に600万円を補助 (2)常勤換算医師2人以上確保・年間分娩取扱160件以上の病院・診療所に120万円を補助																																												
	当直体制確保補助	次の医師の代替として勤務する非常勤医師等の当直人件費を1回5万円を上限に補助 (1)妊娠・子育てや介護事由で当直免除の常勤医師等 (2)診療所の常勤医師																																												
	緊急出務費補助	分娩にかかる救急患者の対応として通常勤務の医師に加え緊急に医師を呼び出して出務させた場合の人件費を1人につき1回3万円を上限に補助																																												
県事業	産科医師等分娩手当補助事業	病院、診療所、助産所の勤務医に支給される分娩取扱件数に応じた手当について 分娩1件につき1万円を上限に年間分娩件数を乗じた金額の1/3を補助																																												
	勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助	勤務医の業務効率化や勤務環境改善に取組む医療機関に対し、タスクシェア等に伴う医療専門職雇用等に係る経費等を133千円に病床数を乗じた金額を基準に補助																																												
	産科等を希望する学生を対象とした修学資金の貸付け	将来、県内で一定期間以上、医師の確保を特に図るべき区域等において業務に従事する意思を有する県内出身者への修学費用月額10万円を貸付																																												
	R2	R3	R4	R5	R6	減少率(%) (R6-R2)																																								
市内分娩取扱施設数	55	55	56	54	53	▲3.6																																								
県内市外分娩取扱施設数	87	86	82	76	78	▲10.3																																								

◆事業推進要望

VII 地域密着型特別養護老人ホーム及び介護医療院の整備推進

【一部新規】

概要	事業費	162 百万円	要望額	162 百万円	県所管局	福祉子どもみらい局																					
	地域密着型特別養護老人ホーム及び介護医療院への整備費補助について、次の2点を要望																										
	① 地域密着型特別養護老人ホームの整備費に関する基金の単価設定の見直し及び県単独の上乗せ補助（補助率 県3/4、市町村1/4）の制度創設を要望																										
	② 介護医療院の整備に対する補助制度の創設について、国への要望の連携・協力及び、県単独の補助制度の創設を要望																										
背景	<p>地域密着型特別養護老人ホームの整備費への助成については、国・県の負担で実施されているが、当該補助単価と本市における広域型特別養護老人ホームへの単独補助単価の間に乖離が生じていることから、その差額を本市が補填している状況である。</p> <p>また、特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、本市では介護医療院の整備を推進しているが、介護医療院の定員は1都3県で神奈川県が最も少なく、今後もニーズの増加が見込まれることから、整備を促進するための安定的な財源確保が必要。</p>																										
参考	<p><要望①>地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>【参考1】「よこはまポジティブエイジング計画」（令和6～8年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規整備量：700人分/3か年 <p>【参考2】整備費補助単価（令和7年度予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域型（横浜市独自）：7,209千円（定員1人あたりの補助単価）×定員数 地域密着型（国・県負担）：<u>5,530千円</u>（定員1人あたりの補助単価）×定員数 <p>【参考3】東京都の建設補助（令和7年度予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基金補助（補助率10/10） 国の定める上限額（528万円）×定員数 ②都単独補助（補助率 都3/4、区市町村1/4） 430万円×定員数－6,000万円 <p>※別途、物価調整額及び整備率が低い地域に対する加算あり</p> <p><要望②>介護医療院</p> <p>【参考4】1都3県における介護医療院の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>75歳以上人口</th> <th>介護医療院の定員数</th> <th>人口10万人あたりの定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>1,164,000人</td> <td>1,502人</td> <td>129.0人</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>1,020,000人</td> <td>1,648人</td> <td>161.6人</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>1,876,000人</td> <td>2,823人</td> <td>150.5人</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>1,408,000人</td> <td>1,011人</td> <td>71.8人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※【出典】高齢者人口：総務省統計局「人口推計（2024年10月1日現在）」 定員数：令和6年度厚労省老健局調査「介護医療院の開設状況について」</p> <p>【参考5】「よこはまポジティブエイジング計画」（令和6～8年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規整備量：150人分/3か年 <p>【参考6】横浜市の建設補助（令和7年度予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> 創設 5,677千円（定員1人あたりの補助単価）×定員数 転換 2,838千円（定員1人あたりの補助単価）×定員数 								75歳以上人口	介護医療院の定員数	人口10万人あたりの定員数	埼玉県	1,164,000人	1,502人	129.0人	千葉県	1,020,000人	1,648人	161.6人	東京都	1,876,000人	2,823人	150.5人	神奈川県	1,408,000人	1,011人	71.8人
	75歳以上人口	介護医療院の定員数	人口10万人あたりの定員数																								
埼玉県	1,164,000人	1,502人	129.0人																								
千葉県	1,020,000人	1,648人	161.6人																								
東京都	1,876,000人	2,823人	150.5人																								
神奈川県	1,408,000人	1,011人	71.8人																								
担当	健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設整備担当課長 田島 彰 Tel:045-671-3620																										

◆事業推進要望

VIII 介護人材の定着支援の推進																													
事業費	16 百万円	要望額	16 百万円	県所管局	福祉子どもみらい局																								
概要 県域・市域における介護人材の定着支援の推進のため、国の基金メニューに設けられている次の2点について、市町村（自治体）の事業を対象とする補助制度の創設を要望 ① 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 ② 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業																													
背景 介護現場では、利用者や家族等によるハラスメントが介護職員の離職要因の一つとなっており、安心して働く環境の整備が喫緊の課題となっている。 本市では令和6年4月より、市内の介護事業所及び高齢者施設で勤務されている方が、安心して働くことができるよう、国による基金メニュー2種を念頭に置き、相談窓口の設置や弁護士による無料相談を含む「ハラスメント対策事業」を開始しており、6年度は81件の相談が寄せられ、一定の効果が認められると評価している。 今後も継続的な周知と利用促進が求められること、さらには、こうした取組を県域・市域で広げ、介護人材の定着を図るために、国による基金メニュー2種について、県計画への事業追加や市町村事業への補助制度創設が必要である。																													
【参考1】令和6年度介護労働実態調査 ・利用者や利用者の家族からのハラスメント（複数回答） ※全体 n=21,325 受けたことがある（セクハラ、暴力、暴言等） 計：56.7% ※「介護労働者の就業実態と就業意識調査結果報告書（公益財団法人介護労働安定センター）」より																													
【参考2】国の「地域医療介護総合確保基金」における「介護職員長期定着支援事業」のメニューに対する神奈川県計画																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国の基金メニュー名</th><th>県計画</th><th>県事業名</th><th>概要</th><th>対象者</th><th>政令市を対象とした補助</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員に対する悩み相談窓口設置事業</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>介護事業所におけるハラスメント対策推進事業</td><td>○</td><td>介護事業所におけるハラスメント対策推進事業</td><td>オンライン研修及び法律相談</td><td>介護サービス事業者</td><td>×</td></tr> <tr> <td>若手介護職員交流推進事業</td><td>○</td><td>若手職員交流推進事業</td><td>新人介護職員の事業所を超えた交流会の開催</td><td>介護サービス事業者</td><td>×</td></tr> </tbody> </table>						国の基金メニュー名	県計画	県事業名	概要	対象者	政令市を対象とした補助	介護職員に対する悩み相談窓口設置事業	-	-	-	-	-	介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	○	介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	オンライン研修及び法律相談	介護サービス事業者	×	若手介護職員交流推進事業	○	若手職員交流推進事業	新人介護職員の事業所を超えた交流会の開催	介護サービス事業者	×
国の基金メニュー名	県計画	県事業名	概要	対象者	政令市を対象とした補助																								
介護職員に対する悩み相談窓口設置事業	-	-	-	-	-																								
介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	○	介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	オンライン研修及び法律相談	介護サービス事業者	×																								
若手介護職員交流推進事業	○	若手職員交流推進事業	新人介護職員の事業所を超えた交流会の開催	介護サービス事業者	×																								
【参考3】「医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画」への追加を要望する本市事業 1 事業内容 (1) 介護事業者向けハラスメント対策相談窓口の設置： R6 相談件数：81件 (2) 法律相談の窓口設置： R6 相談件数：2件 (3) 介護事業者向け研修の実施： R6 実施件数：2件 研修動画視聴数：1,002件 2 事業費 R6, R7 予算額 15,720 千円 / R6 決算額 14,806 千円																													
担当	健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長 平尾 光伸 Tel045-671-4251																												

◆事業推進要望

IX 介護人材の積極的な確保策の推進

概要	事業費	151 百万円	要望額	71 百万円	県所管局	福祉子どもみらい局																																						
	県域・市域の介護人材不足の克服に向けた人材確保を積極的に進めるため、次の2点を要望																																											
	① 基金の新規メニュー創設の国への要望の連携、県独自の補助制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 新たに雇用する介護職員の住居費の補助に要する経費 																																										
	② 基金対象事業の補助基準額の引上げ等必要額の予算措置	<ul style="list-style-type: none"> 外国人人材と受入介護施設等のマッチング支援事業（外国人留学生介護分野受入支援事業） 訪日後日本語等研修事業、外国人介護人材受入施設担当者研修事業 （外国人技能実習生等資質向上研修事業） 																																										
背景	<p>①介護職員に対する住居借上げ支援（家賃補助）は、介護事業者からのニーズが高く、人材確保に有効な取組として本市独自に実施しているが、地域医療介護総合確保基金メニュー及び、県の補助制度として定められていないため、財源確保が課題となっている。</p> <p>②外国人介護人材の確保や定着・受入支援の取組のさらなる充実は不可欠であるが、基金対象事業の補助基準額が本市の事業費を大きく下回っており、ニーズに見合っていないため、実績を踏まえた補助基準額の引き上げが必要である。</p>																																											
参考	<p>【参考1】介護人材不足数の見込</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">2022 (R4) 年度</th><th colspan="3">2026 (R8) 年度</th><th colspan="2">2040 (R22) 年度</th></tr> <tr> <th>介護職員数</th><th>必要数</th><th>現状推移シナリオによる介護職員数</th><th>不足数</th><th>必要数</th><th>現状推移シナリオによる介護職員数</th><th>不足数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県</td><td>145,019</td><td>168,664</td><td>151,616</td><td>17,048</td><td>197,985</td><td>154,165</td><td>43,820</td></tr> <tr> <td>横浜市</td><td>約58,000</td><td>約67,500</td><td>約60,700</td><td>約6,800</td><td>約79,200</td><td>約61,700</td><td>約17,500</td></tr> </tbody> </table> <p>「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について（厚生労働省）」より ※横浜市の数値は、県の各数値に約4割（本市所在施設の割合）を乗じて算出した参考値</p> <p>【参考2】新規メニュー創設の国への要望の連携及び、補助制度の創設を要望する本市事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本市事業名</th><th>概要</th><th>事業費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員住居借上支援事業</td><td>新たに雇い入れる介護職員用の住居を借上げる法人に対して、家賃の1/2を補助。</td><td>111,456</td></tr> </tbody> </table>		区分	2022 (R4) 年度			2026 (R8) 年度			2040 (R22) 年度		介護職員数	必要数	現状推移シナリオによる介護職員数	不足数	必要数	現状推移シナリオによる介護職員数	不足数	神奈川県	145,019	168,664	151,616	17,048	197,985	154,165	43,820	横浜市	約58,000	約67,500	約60,700	約6,800	約79,200	約61,700	約17,500	本市事業名	概要	事業費	介護職員住居借上支援事業	新たに雇い入れる介護職員用の住居を借上げる法人に対して、家賃の1/2を補助。	111,456				
区分	2022 (R4) 年度			2026 (R8) 年度			2040 (R22) 年度																																					
	介護職員数	必要数	現状推移シナリオによる介護職員数	不足数	必要数	現状推移シナリオによる介護職員数	不足数																																					
神奈川県	145,019	168,664	151,616	17,048	197,985	154,165	43,820																																					
横浜市	約58,000	約67,500	約60,700	約6,800	約79,200	約61,700	約17,500																																					
本市事業名	概要	事業費																																										
介護職員住居借上支援事業	新たに雇い入れる介護職員用の住居を借上げる法人に対して、家賃の1/2を補助。	111,456																																										
<p>【参考3】基金対象事業の予算措置の状況</p> <p>○外国人留学生介護分野受入支援事業 補助基準額：27,020千円 補助率：3/4 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>本市事業名</th><th>本市事業費</th><th>充当可能額A</th><th>県交付決定額(見込)B</th><th>過不足額B-A</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 7 (見込)</td><td rowspan="2">外国人人材と受入介護施設等のマッチング支援事業</td><td>29,975</td><td>22,481</td><td>20,265</td><td>▲2,216</td></tr> <tr> <td>R 8 (予算)</td><td>33,000</td><td>24,750</td><td>20,265</td><td>▲4,485</td></tr> </tbody> </table> <p>○外国人技能実習生等資質向上研修事業 補助基準額：4,000千円 補助率：3/4 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>本市事業名</th><th>本市事業費</th><th>充当可能額A</th><th>県交付決定額(見込)B</th><th>過不足額B-A</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 7 (見込)</td><td>訪日後日本語等研修事業</td><td>10,131</td><td>7,598</td><td rowspan="2">3,000</td><td rowspan="2">▲5,918</td></tr> <tr> <td></td><td>外国人介護人材受入施設担当者研修事業</td><td>1,760</td><td>1,320</td></tr> <tr> <td>R 8 (予算)</td><td>訪日後日本語等研修事業</td><td>15,000</td><td>11,250</td><td rowspan="2">3,000</td><td rowspan="2">▲9,750</td></tr> <tr> <td></td><td>外国人介護人材受入施設担当者研修事業</td><td>2,000</td><td>1,500</td></tr> </tbody> </table>		年度	本市事業名	本市事業費	充当可能額A	県交付決定額(見込)B	過不足額B-A	R 7 (見込)	外国人人材と受入介護施設等のマッチング支援事業	29,975	22,481	20,265	▲2,216	R 8 (予算)	33,000	24,750	20,265	▲4,485	年度	本市事業名	本市事業費	充当可能額A	県交付決定額(見込)B	過不足額B-A	R 7 (見込)	訪日後日本語等研修事業	10,131	7,598	3,000	▲5,918		外国人介護人材受入施設担当者研修事業	1,760	1,320	R 8 (予算)	訪日後日本語等研修事業	15,000	11,250	3,000	▲9,750		外国人介護人材受入施設担当者研修事業	2,000	1,500
年度	本市事業名	本市事業費	充当可能額A	県交付決定額(見込)B	過不足額B-A																																							
R 7 (見込)	外国人人材と受入介護施設等のマッチング支援事業	29,975	22,481	20,265	▲2,216																																							
R 8 (予算)		33,000	24,750	20,265	▲4,485																																							
年度	本市事業名	本市事業費	充当可能額A	県交付決定額(見込)B	過不足額B-A																																							
R 7 (見込)	訪日後日本語等研修事業	10,131	7,598	3,000	▲5,918																																							
	外国人介護人材受入施設担当者研修事業	1,760	1,320																																									
R 8 (予算)	訪日後日本語等研修事業	15,000	11,250	3,000	▲9,750																																							
	外国人介護人材受入施設担当者研修事業	2,000	1,500																																									
担当	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長 鴨野 寿美夫 Tel045-671-2355																																											

◆事業推進要望

2 (14) 障害者施策の推進にかかる地方負担の是正

【一部新規】【川崎・相模原】

概要	事業費	31,992 百万円	要望額	7,998 百万円	県所管局	福祉子どもみらい局																																																	
	誰もがその人らしい生活を送ることができる、「いのち輝く地域共生社会」の実現に向け、障害者の意思に基づいた地域生活を推進するため、次の2点を要望																																																						
	① 障害者総合支援法に基づく、「自立支援給付費負担金」のうち、訪問系サービスについて、国に対し国の負担基準の廃止を市と連携して要望するとともに、県においても所要額を確保するよう要望																																																						
	② 障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業費等補助金」について、国に対し補助上限を踏まえた予算の確保を市と連携して要望するとともに、県においても所要額を確保するよう要望																																																						
背景	<p>令和7年7月18日に本市副市長・健康福祉局長が厚生労働省事務次官に対し要望を実施。</p> <p>① 「自立支援給付費負担金」は国が50%、都道府県が25%の負担割合となっているが、訪問系サービスのみ国の負担基準額があるため、実績に対する本市負担率が増加しており、6年度決算では本市超過負担が約66億円発生。なお、データ分析により、国の負担基準は本市の給付実態とかけ離れており、利用者一日あたり利用時間は、居宅介護で2倍、重度訪問介護では3倍の乖離が判明。</p> <p>② 「地域生活支援事業」は、予算の範囲内で国が50%、都道府県が25%以内の補助率となっているが、こちらも実績に対する本市負担率が増加しており、6年度決算では本市超過負担が約29億円発生。</p>																																																						
参考	<p>【参考1】「自立支援給付費負担金」と本市の超過負担状況</p> <p>国・県の負担割合：国 1/2、県 1/4 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>訪問系サービス 給付費 (A)</th> <th>国負担額 (B) (国基準額 × 1/2)</th> <th>県負担額 (C) (国基準額 × 1/4)</th> <th>本市負担額 (D) (A-B-C)</th> <th>うち超過負担額 (D-(A × 1/4))</th> <th>不足割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>14,809,666</td> <td>4,624,237</td> <td>2,312,119</td> <td>7,873,310</td> <td>4,170,894</td> <td>37.55%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>15,871,263</td> <td>4,843,112</td> <td>2,421,556</td> <td>8,606,595</td> <td>4,638,779</td> <td>38.97%</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>17,659,527</td> <td>5,036,689</td> <td>2,518,344</td> <td>10,104,494</td> <td>5,689,612</td> <td>42.96%</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>19,707,075</td> <td>5,485,413</td> <td>2,742,707</td> <td>11,478,955</td> <td>6,552,186</td> <td>44.33%</td> </tr> <tr> <td>R7 (予算額)</td> <td>20,237,177</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R8 (見込み)</td> <td>23,542,166</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年度	訪問系サービス 給付費 (A)	国負担額 (B) (国基準額 × 1/2)	県負担額 (C) (国基準額 × 1/4)	本市負担額 (D) (A-B-C)	うち超過負担額 (D-(A × 1/4))	不足割合	R3	14,809,666	4,624,237	2,312,119	7,873,310	4,170,894	37.55%	R4	15,871,263	4,843,112	2,421,556	8,606,595	4,638,779	38.97%	R5	17,659,527	5,036,689	2,518,344	10,104,494	5,689,612	42.96%	R6	19,707,075	5,485,413	2,742,707	11,478,955	6,552,186	44.33%	R7 (予算額)	20,237,177						R8 (見込み)	23,542,166					
年度	訪問系サービス 給付費 (A)	国負担額 (B) (国基準額 × 1/2)	県負担額 (C) (国基準額 × 1/4)	本市負担額 (D) (A-B-C)	うち超過負担額 (D-(A × 1/4))	不足割合																																																	
R3	14,809,666	4,624,237	2,312,119	7,873,310	4,170,894	37.55%																																																	
R4	15,871,263	4,843,112	2,421,556	8,606,595	4,638,779	38.97%																																																	
R5	17,659,527	5,036,689	2,518,344	10,104,494	5,689,612	42.96%																																																	
R6	19,707,075	5,485,413	2,742,707	11,478,955	6,552,186	44.33%																																																	
R7 (予算額)	20,237,177																																																						
R8 (見込み)	23,542,166																																																						
<p>【参考2】「地域生活支援事業費等補助金」と本市に対する補助金の交付状況</p> <p>国・県の負担割合：国 1/2、県 1/4 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象経費 (A)</th> <th>国負担額 (B) (内示額)</th> <th>県負担額 (C) (内示額)</th> <th>本市負担額 (D) (A-B-C)</th> <th>うち超過負担額 (D-(A × 1/4))</th> <th>不足割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>6,454,920</td> <td>1,841,519</td> <td>920,759</td> <td>3,692,642</td> <td>2,078,912</td> <td>42.94%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>6,539,141</td> <td>1,904,093</td> <td>952,046</td> <td>3,683,002</td> <td>2,048,217</td> <td>41.76%</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>6,898,749</td> <td>1,891,578</td> <td>945,789</td> <td>4,061,382</td> <td>2,336,695</td> <td>45.16%</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>7,579,282</td> <td>1,869,596</td> <td>934,798</td> <td>4,774,888</td> <td>2,880,068</td> <td>50.67%</td> </tr> <tr> <td>R7 (見込み)</td> <td>7,924,036</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R8 (見込み)</td> <td>8,449,995</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年度	対象経費 (A)	国負担額 (B) (内示額)	県負担額 (C) (内示額)	本市負担額 (D) (A-B-C)	うち超過負担額 (D-(A × 1/4))	不足割合	R3	6,454,920	1,841,519	920,759	3,692,642	2,078,912	42.94%	R4	6,539,141	1,904,093	952,046	3,683,002	2,048,217	41.76%	R5	6,898,749	1,891,578	945,789	4,061,382	2,336,695	45.16%	R6	7,579,282	1,869,596	934,798	4,774,888	2,880,068	50.67%	R7 (見込み)	7,924,036						R8 (見込み)	8,449,995						
年度	対象経費 (A)	国負担額 (B) (内示額)	県負担額 (C) (内示額)	本市負担額 (D) (A-B-C)	うち超過負担額 (D-(A × 1/4))	不足割合																																																	
R3	6,454,920	1,841,519	920,759	3,692,642	2,078,912	42.94%																																																	
R4	6,539,141	1,904,093	952,046	3,683,002	2,048,217	41.76%																																																	
R5	6,898,749	1,891,578	945,789	4,061,382	2,336,695	45.16%																																																	
R6	7,579,282	1,869,596	934,798	4,774,888	2,880,068	50.67%																																																	
R7 (見込み)	7,924,036																																																						
R8 (見込み)	8,449,995																																																						
担当	健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長 飯野 正夫 TEL045-671-4130																																																						

◆事業推進要望

2 (15) 計画相談支援の充実

概要	事業費	—	要望額	—	県所管局	福祉子どもみらい局																												
	障害福祉サービスの入口であるサービス等利用計画の作成において、計画相談支援事業所の運営の安定化を図り、質を維持しながら計画相談の実施率を向上させるため、補助制度の創設を要望																																	
背景	<p>計画相談支援の実施状況について、9割近い全国平均に比べ、神奈川県下は6割未満の低い実施率となっており、実施率の引上げが課題と認識。特に、神奈川県下の都市部では、障害者数の伸びに対して事業所数が足りないという状況が課題となっており、改善に向けた支援や取り組みが急務となっている。</p> <p>本市においても事業所数が伸び悩んでいる中、県の補助金が終了した令和3年度以降の実施率の伸びは一層鈍化傾向となっており、補助金の効果が一定程度あったことが分かることから、補助制度の創設が必要と認識。</p>																																	
参考	<p>【参考1】「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」(令和6年度から令和11年度まで) (抜粋)</p> <p>＜相談支援体制の充実・強化等にかかる成果目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員による障害福祉サービス等利用計画等の作成率： 73.4% (R6実績：60.5%※) 相談支援事業の利用者数(累計、セルフプラン含む)：86,688人 (R6実績：71,691人) <p>※他都県の実施状況(令和6年3月末時点)</p> <p>東京都：82.4% 千葉県：83.2% 埼玉県：82.6%</p> <p>【参考2】神奈川県の「相談支援事業所運営支援事業費補助金」の概要</p> <p>平成30年4月から令和2年3月まで、県が県内事業所を対象に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象：常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置する県内の相談支援事業者 補助金額：2名配置の場合：月額15,000円、3名以上配置の場合：月額30,000円 <p>＜本市における取組＞横浜市新規相談支援専門員配置等補助金の概要</p> <p>令和5年度より実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象：横浜市から指定を受けている指定特定相談支援事業所 補助金額：新規で常勤専従の相談支援専門員を配置した場合、一人あたりの人員費として年間30万円を補助 <p>【参考3】相談支援専門員による障害福祉サービス等利用計画等の作成率(実施率)の推移(各年度末時点の情報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本市実施率</td> <td>32.2%</td> <td>42.0%</td> <td>50.4%</td> <td>54.2%</td> <td>55.9%</td> <td>62.9%</td> <td>62.6%</td> <td>62.0%</td> </tr> <tr> <td>県実施率</td> <td>53.4%</td> <td>56.3%</td> <td>57.4%</td> <td>59.7%</td> <td>59.8%</td> <td>62.3%</td> <td>61.4%</td> <td>60.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R4以降に本市実施率が増加しているのは、利用者数に介護保険ケアマネジャー利用中の数値を含めて算出のため</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	本市実施率	32.2%	42.0%	50.4%	54.2%	55.9%	62.9%	62.6%	62.0%	県実施率	53.4%	56.3%	57.4%	59.7%	59.8%	62.3%	61.4%	60.5%	担当 健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長 中村 剛志 TEL045-671-3569					
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																										
本市実施率	32.2%	42.0%	50.4%	54.2%	55.9%	62.9%	62.6%	62.0%																										
県実施率	53.4%	56.3%	57.4%	59.7%	59.8%	62.3%	61.4%	60.5%																										

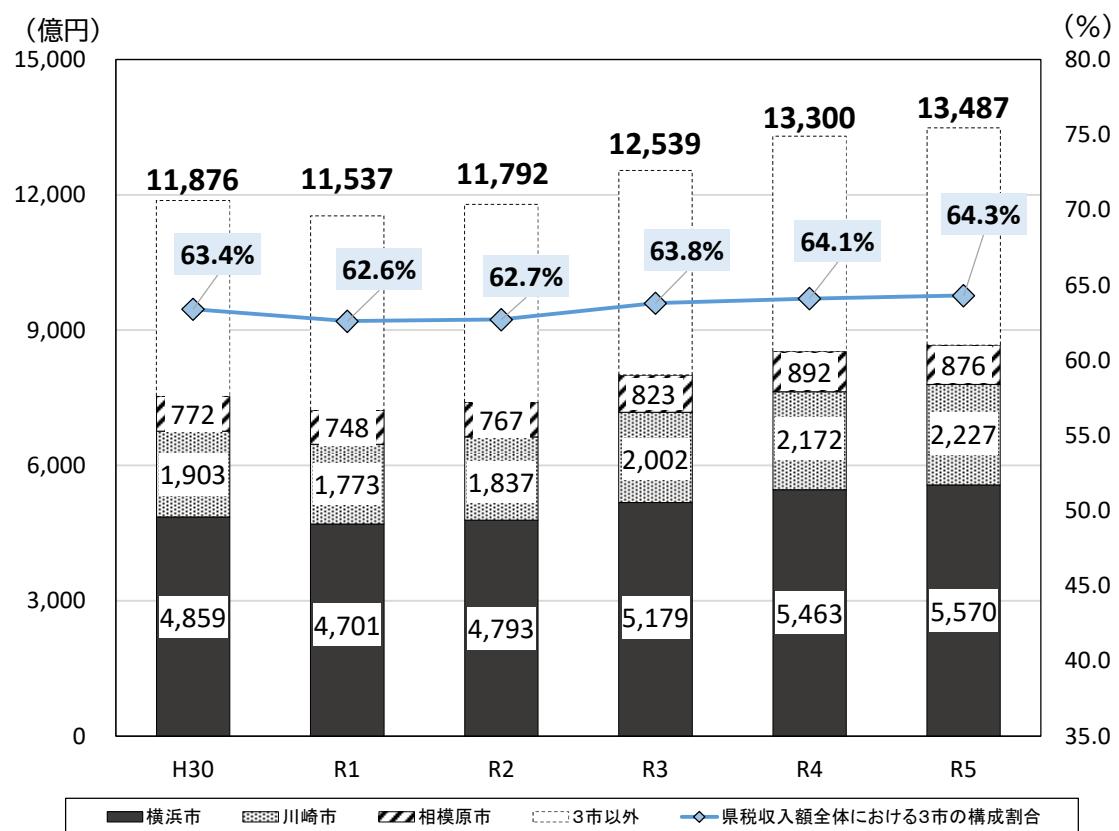
◆事業推進要望

2 (16) 幼稚園における人材確保への支援

概要	事業費	57 百万円	要望額	114 百万円	県所管局	福祉子どもみらい局																						
	幼児教育の質向上による、安心して預けられる環境の実現に向けて、次の2点を要望																											
	① 県市が連携して行う待機児童対策の一環として、幼稚園を所管する県による幼稚園に対する人材確保に向けた支援の推進																											
	② 特に幼稚園教諭等住居手当補助に対する県補助制度の創設を含む幼稚園の人材確保支援																											
背景	<p>幼児教育の質向上のため、幼稚園においても保育所と同様に人材確保が必要であるが、保育所等が国の補助事業である「保育士宿舎借り上げ支援事業」の対象であるのに対し、幼稚園は当該制度の対象外であり、幼稚園からは人材不足に関する相談が多く寄せられている。加えて、横浜市幼稚園協会からも人材確保に関する要望が提出されるなど、人材確保に関する課題が顕在化しており、対応の必要性が高まっている。</p> <p>本市では、令和2年度から独自に「幼稚園教諭等住居手当補助事業」を実施しているが、国の補助事業である「保育士宿舎借り上げ支援事業」と比較すると補助額は半分以下で、十分な支援には至っていない。幼稚園の所管である県においても、人材確保支援を行うことが必要。</p>																											
	<p>【参考1】本市の幼稚園・保育所等の人材確保支援事業の概要（令和7年4月1日時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>幼稚園教諭等住居手当補助事業</th> <th>保育士宿舎借り上げ支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>「私立幼稚園等預かり保育事業」又は「私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園が幼稚園教諭等に支給する住居手当</td> <td>保育所等が保育士用の宿舎を借り上げる費用のうち賃借料・共益費（管理費）</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>上限：40,000円/月 (市 1/2、幼稚園 1/2)</td> <td>上限：82,000円/月 (国 1/2、市 1/4、保育所等 1/4) ※国の補助基準額上限は75,000円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本市制度を前提とした県の支援を想定した人材確保支援の例</p> <table border="1"> <tr> <td>現行制度</td> <td>県補助制度無し</td> <td>市 20,000円</td> <td>幼稚園 20,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">本市及び事業者負担が保育士宿舎借り上げ支援事業と同程度になるよう要望</td> </tr> <tr> <td>要望内容</td> <td>県 40,000円</td> <td>市 20,000円</td> <td>幼稚園 20,000円</td> </tr> </table> <p>【参考2】本市における保育所等の利用調整における保育士等の子の優先的取扱い</p> <p>人材確保を支援するため、保育所等の利用調整において、市型預かり保育を実施する幼稚園の教諭等も対象にした「保育士等の子の優先的取扱い」を実施。</p> <p>※R7.4月入所分対象者18人：市型預かり保育の定員換算で約180人分の枠の維持・確保</p> <p>【参考3】市型預かり保育の実施状況</p> <p>(1) 実施園数及び利用者数の増加</p> <p>R元年度実績：204園 9,052人/月 → R6年度実績：224園 13,197人/月 →R元からR6年度にかけ、<u>実施園数の増により利用者数が増加</u></p> <p>(2) 1園当たりの利用者数の増加</p> <p>R元年度実績：44.3人/月 → R6年度実績：58.9人/月 →R元からR6年度にかけ、<u>1園当たりの利用者数が月平均で約15人増加</u></p> <p>(3) 個別に支援が必要な児童の利用増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度実績：354.4人/月 → 職員の加配のために約156人/月が必要 ・R元年度実績：138.6人/月 → 職員の加配のために約61人/月が必要 <p>→R元からR6年度にかけ、<u>利用の大幅増に合わせ必要な職員加配数が増加</u></p> <p>【参考4】「幼稚園教諭等雇用状況調査（令和7年4月実施）」の概要</p> <p>(1) 幼稚園教諭等の募集状況（「募集をしている」と回答した割合）</p> <p><u>市型預かり保育実施園：「募集をしている」：41.5%</u> 幼稚園全体：37.0%</p> <p>(2) 市内幼稚園から他の教育・保育施設に転職した幼稚園教諭等の転職先内訳 <u>他の保育所に転職：69.7%</u> 他の幼稚園・認定こども園に転職：30.3%</p> <p>※市内幼稚園からは、「<u>幼稚園よりも保育所の方が住宅手当の制度が充実しており、採用後数年で保育所に転職してしまう。</u>」という意見が多数あり。</p>							区分	幼稚園教諭等住居手当補助事業	保育士宿舎借り上げ支援事業	補助対象経費	「私立幼稚園等預かり保育事業」又は「私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園が幼稚園教諭等に支給する住居手当	保育所等が保育士用の宿舎を借り上げる費用のうち賃借料・共益費（管理費）	補助基準額	上限：40,000円/月 (市 1/2、幼稚園 1/2)	上限：82,000円/月 (国 1/2、市 1/4、保育所等 1/4) ※国の補助基準額上限は75,000円/月	現行制度	県補助制度無し	市 20,000円	幼稚園 20,000円			本市及び事業者負担が保育士宿舎借り上げ支援事業と同程度になるよう要望		要望内容	県 40,000円	市 20,000円	幼稚園 20,000円
区分	幼稚園教諭等住居手当補助事業	保育士宿舎借り上げ支援事業																										
補助対象経費	「私立幼稚園等預かり保育事業」又は「私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園が幼稚園教諭等に支給する住居手当	保育所等が保育士用の宿舎を借り上げる費用のうち賃借料・共益費（管理費）																										
補助基準額	上限：40,000円/月 (市 1/2、幼稚園 1/2)	上限：82,000円/月 (国 1/2、市 1/4、保育所等 1/4) ※国の補助基準額上限は75,000円/月																										
現行制度	県補助制度無し	市 20,000円	幼稚園 20,000円																									
		本市及び事業者負担が保育士宿舎借り上げ支援事業と同程度になるよう要望																										
要望内容	県 40,000円	市 20,000円	幼稚園 20,000円																									
参考	担当	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長 岡本 今日子 Tel:045-671-2365																										

＜参考資料＞

■県税収入における指定都市が占める割合の推移



※指定都市の県税収入額は、神奈川県の県税統計における県税決算額の市町村別税収額（推計）による。
(表示単位未満四捨五入)

